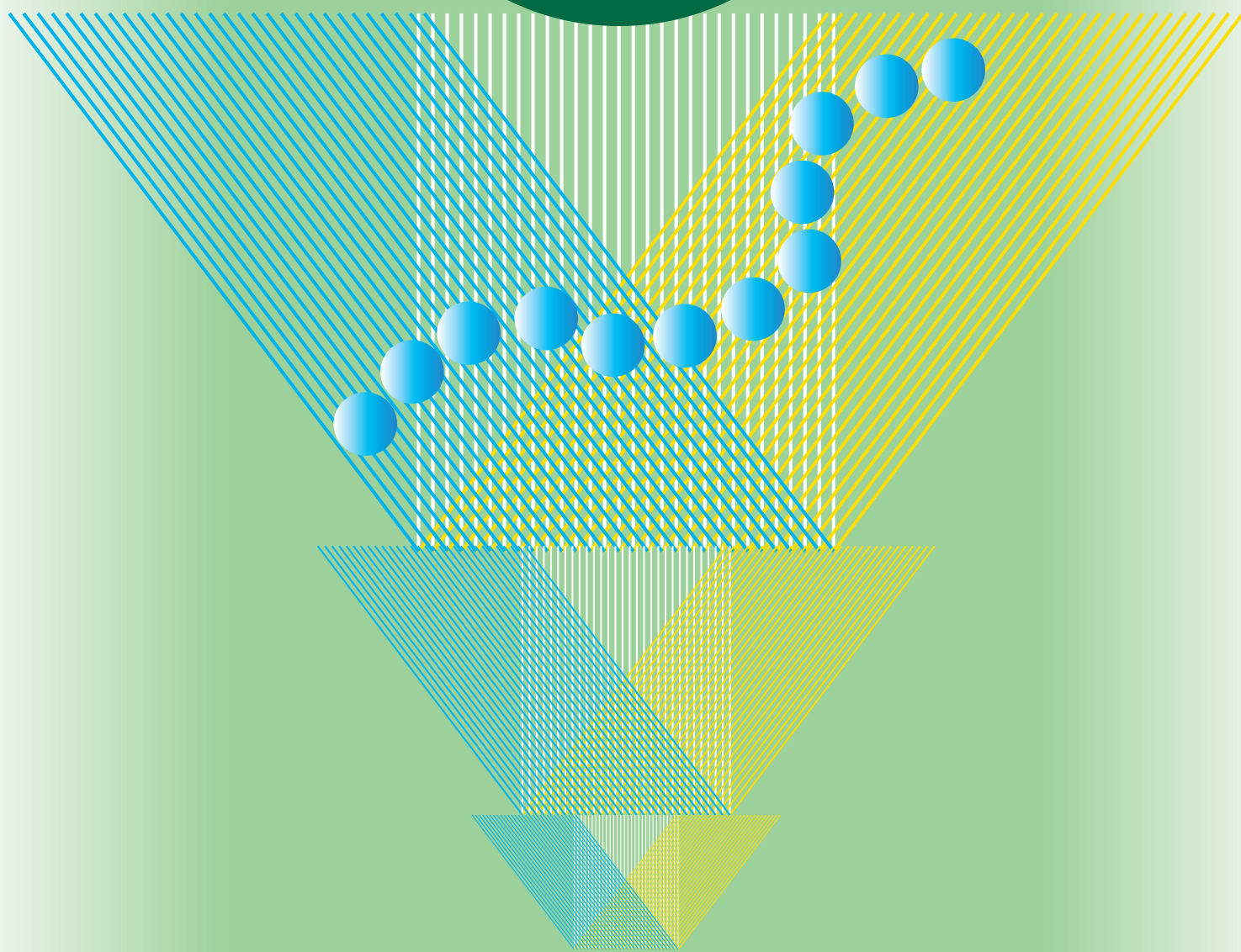


# 保護司制度に 関するアンケート

結果報告書



社団法人全国保護司連盟

## <はじめに>

昨今、犯罪発生件数の増加傾向に一応の歯止めが掛かったと言われるものの、社会の耳目を集める凶悪犯罪が頻発するなど、依然として治安状態は改善の兆しを感じられない現状にあります。私たち保護司も、複雑多様化する犯罪・非行への対応、変容する地域社会での保護司適任者の確保など様々な課題に直面しています。

今般、このような保護司を取り巻く諸情勢にかんがみ、当連盟では、保護司や保護司会が抱える課題と実情を明らかにするため、全保護区の保護司会長に対する「保護司制度に関するアンケート」の実施に踏み切りました。その結果、実に9割を超える保護司会長から回答がありましたが、これは、この問題に対する関心の高さと同切実さが現れているものと言えましょう。

本報告書は、全国から寄せられた同アンケートの結果を取りまとめたものです。当連盟においては、このアンケートの結果を活用しながら、今後の保護司制度の在り方と取り組むべき課題について十分な論議を尽くすとともに、本アンケートによって明らかとなった保護司の現状を、法務省保護局を始めとする関係諸機関・団体に率直に伝え、さらなる理解と協力を求めたいと考えております。

最後に、本アンケート調査に御協力くださいました全国の保護司会長に御礼を申し上げますとともに、各地区における積極的な御活用をお願いいたします。

平成17年3月  
社団法人全国保護司連盟

### 【目次】

はじめに	2
フェイス・シート	3
1. 保護司適任者の確保について	5
2. 保護区の在り方について	9
3. 保護区組織の運営について	10
4. 保護司会の活動について	16
5. 保護司研修の在り方について	18
6. 保護司の職務について	20
7. その他	21
8. 自由記載欄	23

## フェイス・シート

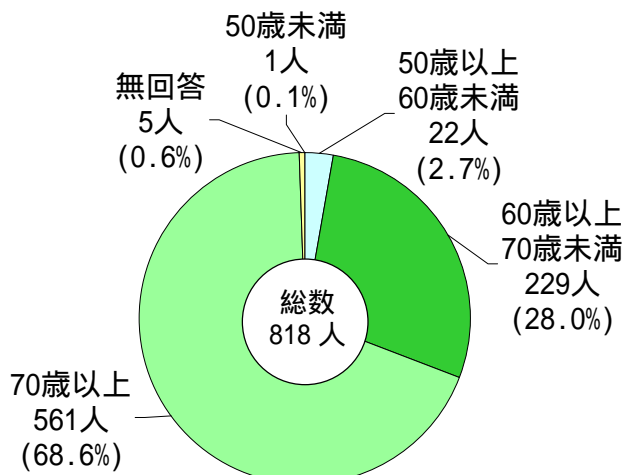
本アンケート調査には、全 906 地区のうち 818 地区から回答があり、回収率は 90.3%に達した。

回答者の属性のうち、最も回答者数の多いものは、性別：男性(94.5%)、年齢層：70歳以上(68.6%)、保護司歴：20年以上(65.9%)、役職：会長(96.2%)、保護司会会長歴：1年以上3年未満(33.3%)となっている。

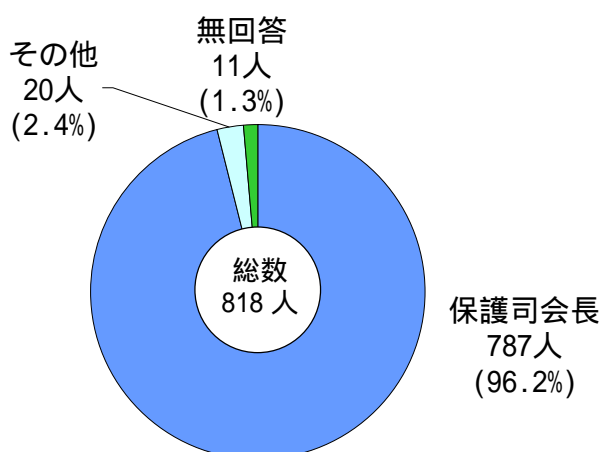
また、回答者の保護区定数を見ると、「50人以上100人未満」「30人以上40人未満」「20人以上30人未満」の順に多かった。定員充足率については、「100%」と答えた保護区が最も多く、全体の約4分の1を占めている一方、90%未満の保護区が131地区に上っている。

保護区を構成する市区町村数は、「5つ以上」「単独」「3つ」の順となっている。

## 2：年齢層

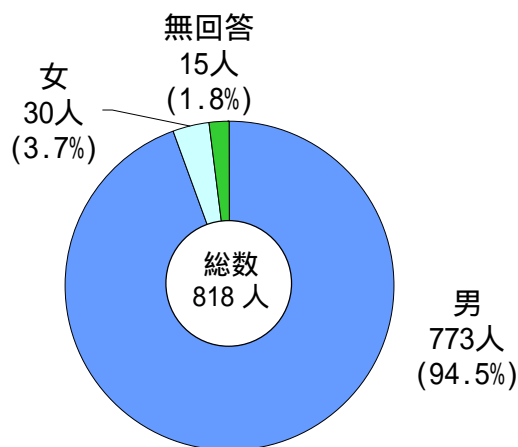


## 4：保護司会における役職

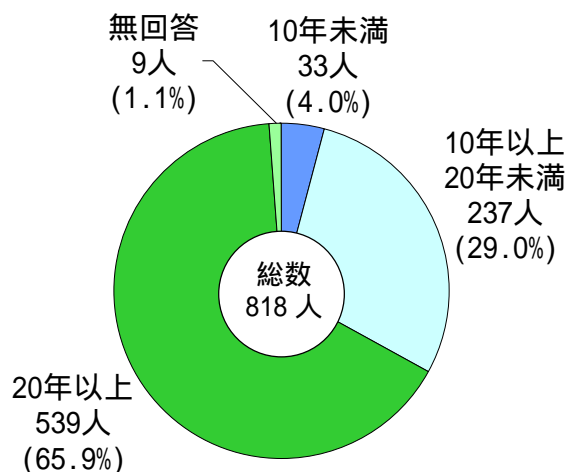


「その他」として、「副会長」「事務局長」等の役職が見られた。

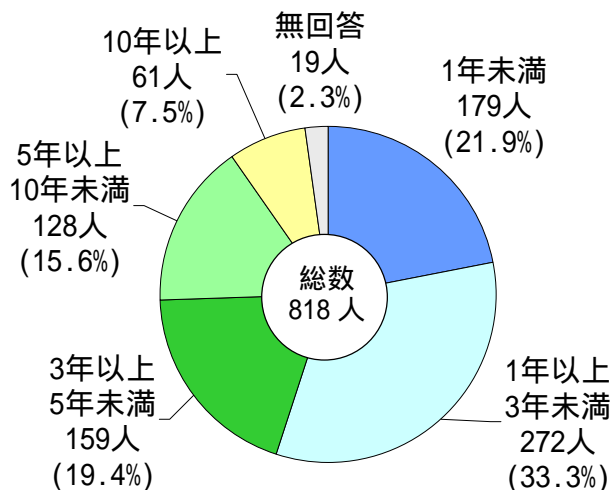
## 1：性別



## 3：保護司歴

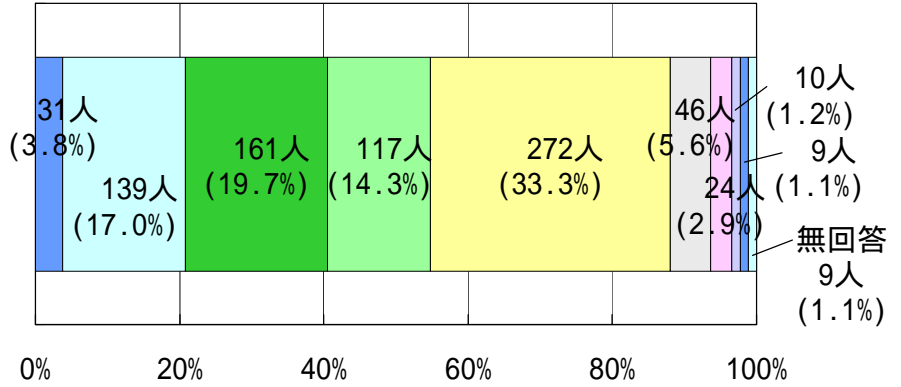


## 5：保護司会会長歴



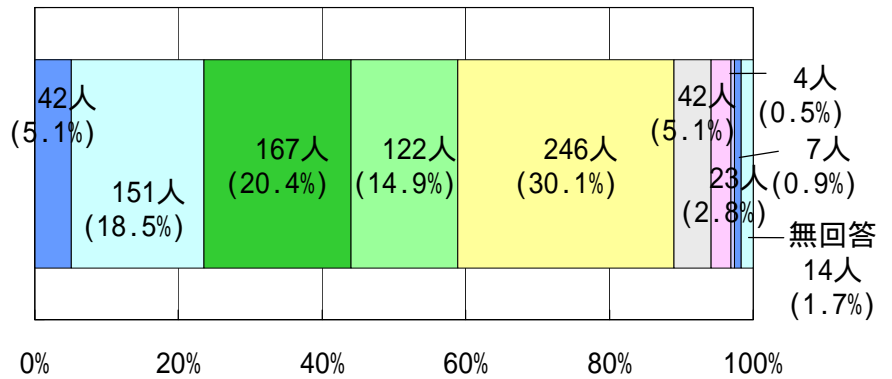
6 : 保護区定数

20人未満	31	(3.8%)
20人以上30人未満	139	(17.0%)
30人以上40人未満	161	(19.7%)
40人以上50人未満	117	(14.3%)
50人以上100人未満	272	(33.3%)
100人以上150人未満	46	(5.6%)
150人以上200人未満	24	(2.9%)
200人以上250人未満	10	(1.2%)
250人以上	9	(1.1%)
無回答	9	(1.1%)
総数	818	(100.0%)



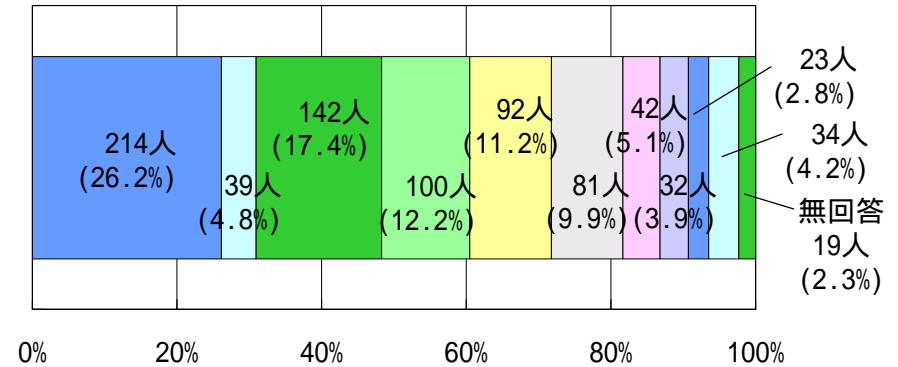
: 保護区現員数

20人未満	42	(5.1%)
20人以上30人未満	151	(18.5%)
30人以上40人未満	167	(20.4%)
40人以上50人未満	122	(14.9%)
50人以上100人未満	246	(30.1%)
100人以上150人未満	42	(5.1%)
150人以上200人未満	23	(2.8%)
200人以上250人未満	4	(0.5%)
250人以上	7	(0.9%)
無回答	14	(1.7%)
総数	818	(100.0%)

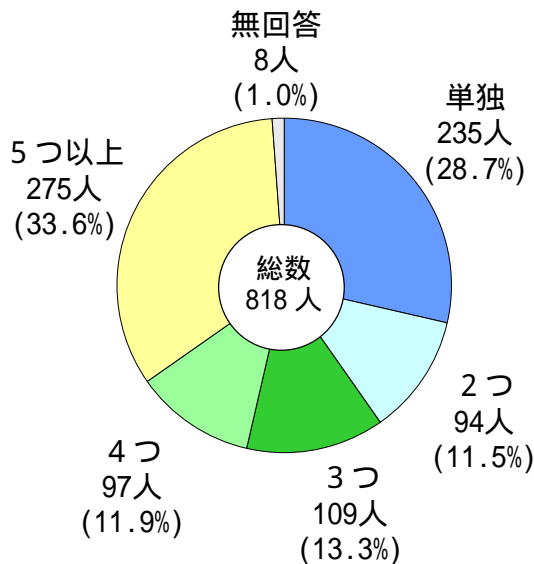


: 充足率

100%	214	(26.2%)
98%以上100%未満	39	(4.8%)
96%以上98%未満	142	(17.4%)
94%以上96%未満	100	(12.2%)
92%以上94%未満	92	(11.2%)
90%以上92%未満	81	(9.9%)
88%以上90%未満	42	(5.1%)
86%以上88%未満	32	(3.9%)
84%以上86%未満	23	(2.8%)
84%未満	34	(4.2%)
無回答	19	(2.3%)
総数	818	(100.0%)



7 : 市区町村数



## 1. 保護司適任者の確保について

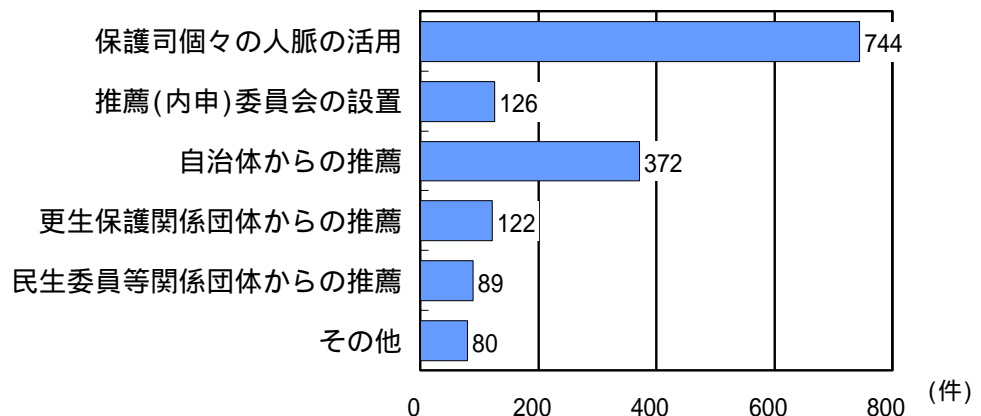
保護司適任者を確保するために、現在最も多く採られている方法は、保護司が自らの人脈を生かして候補者を探す方法であり、地方自治体に候補者を推薦してもらうという方法がこれに次ぐ結果であった。他方、今後導入することが望ましいと思われる候補者確保の方法としては、保護司会に保護司の推薦(内申)委員会を設置するという意見が最も多く、これに次いで、民生委員等の関係団体から推薦を得る方法、自治体からの推薦を得る方法、更生保護関係団体からの推薦を得る方法の順で多くの回答が寄せられた。

保護司候補者を一般から募る方法についての自由記載の設問では、「応募者が適任であるかどうかの判断が困難」等の理由で公募制の導入そのものに反対の意見が大半を占めたほか、「審査や選考手順を整備すべき」等の意見が寄せられた。また、広く候補者を募る方法についての自由記載では、「自治体の広報誌を利用する」、「(適任者の応募を得るために)保護司の条件を明確に公表する」等の意見のほか、関係団体からの推薦を得る方法など、従来の方法によることとする意見も多く寄せられた。

保護司の任期については、現行どおりの2年とする意見が大半であったが、「3年に延ばす」とする意見も、全体の約4分の1を占めた。

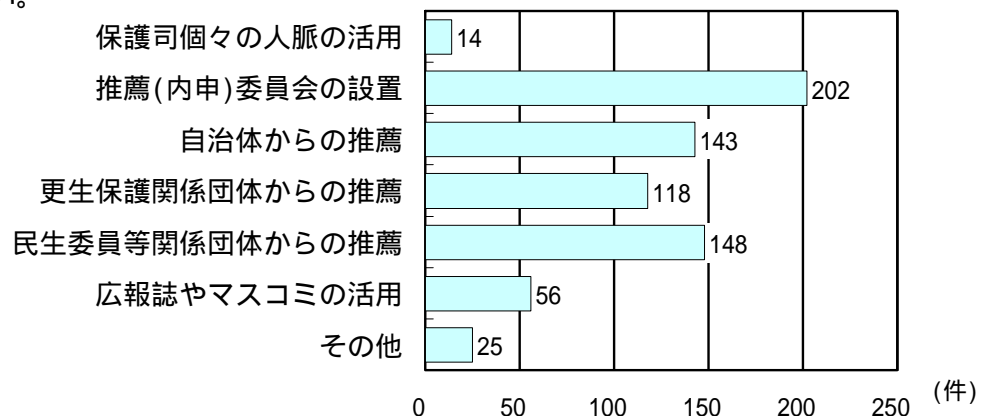
保護司法第3条に規定される具備条件については、おおむね現行のままでよいとする意見が大半であったが、「時間的余裕」については、「緩和すべき」とする意見が約3割を占めた。

： 貴保護司会では、主にどのようにして保護司適任者を確保していますか。あてはまるものすべてに をつけてください。



「その他」として、「学校との連携を通じて、教員に保護司への就任を依頼している」「町内会長、自治会長に推薦してもらっている」等の回答があった。

： で、 をつけなかった方法で、今後導入したいと思っているものがありますか。あてはまるものすべてに をつけてください。

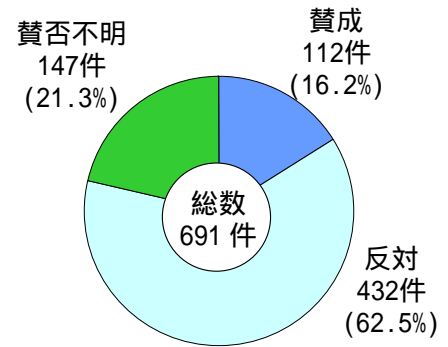


「その他」として、「保護司OB会員からの推薦を受ける」「町内会長からの推薦を受ける」等の意見があった。

：保護司候補者を一般から募ることについて

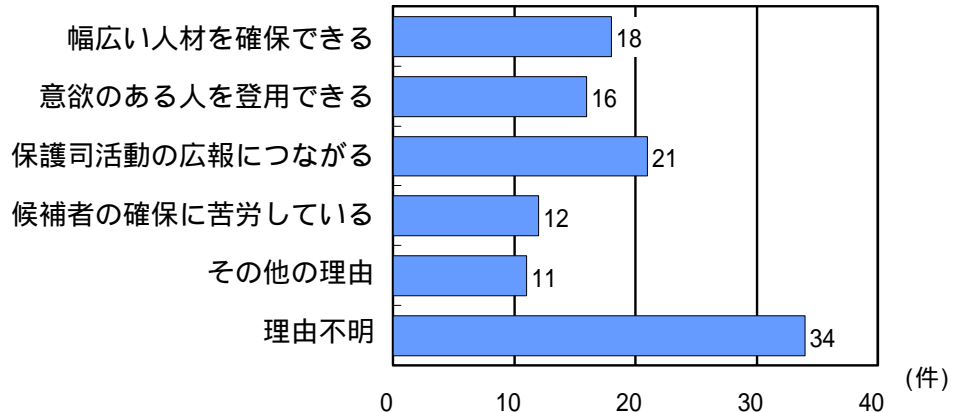
【賛否別回答内訳】

Q1：広報誌やマスコミなどを利用して保護司候補者を広く一般から募ることについてどのように考えますか。自由にお書きください。



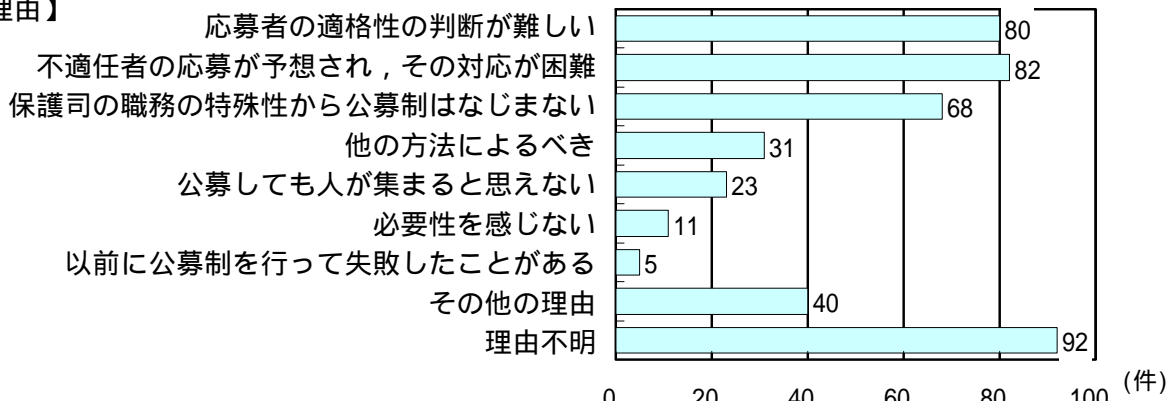
提出された意見を賛否の別に集計したもの。「賛否不明」は、賛成、反対のいずれの記載もなかった意見の数であり、無回答は集計から除いている。

【賛成の理由】



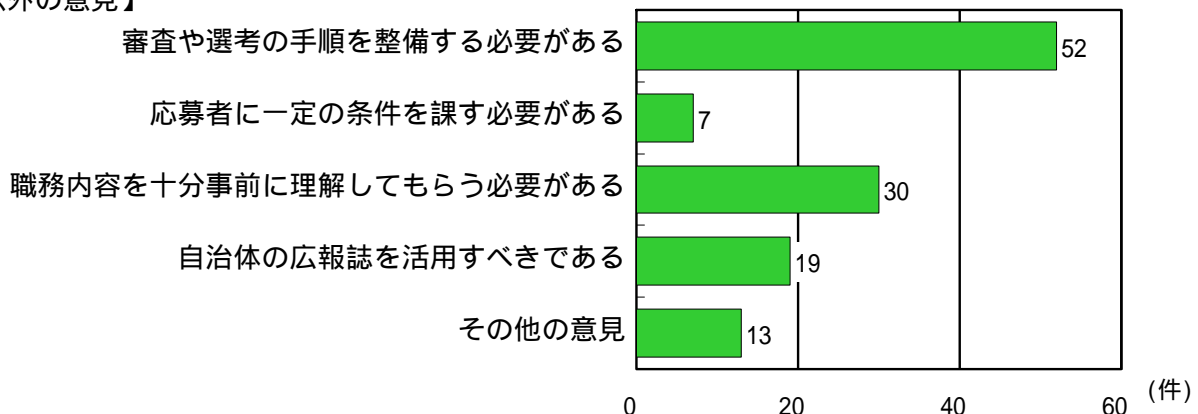
「理由不明」は、賛成である旨のみが記載されていた意見の数。「その他の理由」としては、「保護司の高齢化対策になる」「多くの候補者の中から保護司を選べる」等の回答があった。

【反対の理由】



「理由不明」は、反対である旨のみが記載されていた意見の数。「その他の理由」としては、「手順が煩雑になる」「郡部では不要である」「自薦による応募者は、他の保護司との折り合いに懸念がある」「政治的に利用されるおそれがある」等の回答があった。

【賛否以外の意見】

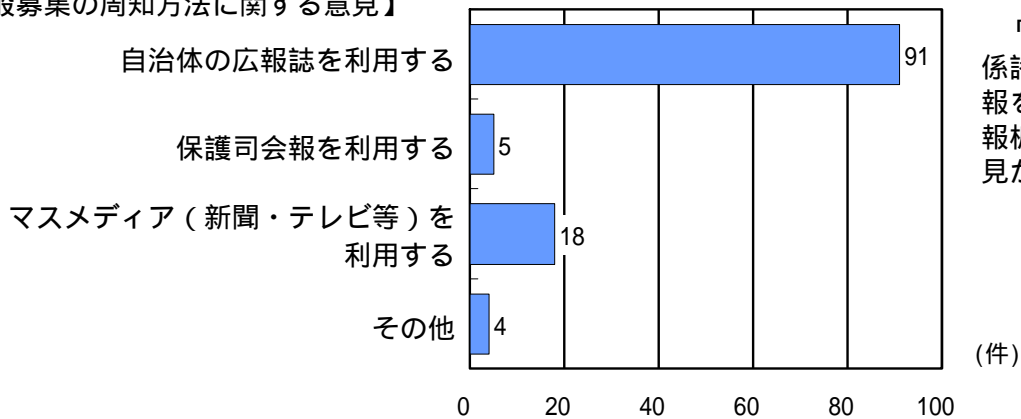


「その他の意見」としては、「試行的に実施する方法はどうか」「募集する紙面を十分に選ぶ必要がある」等の回答があった。



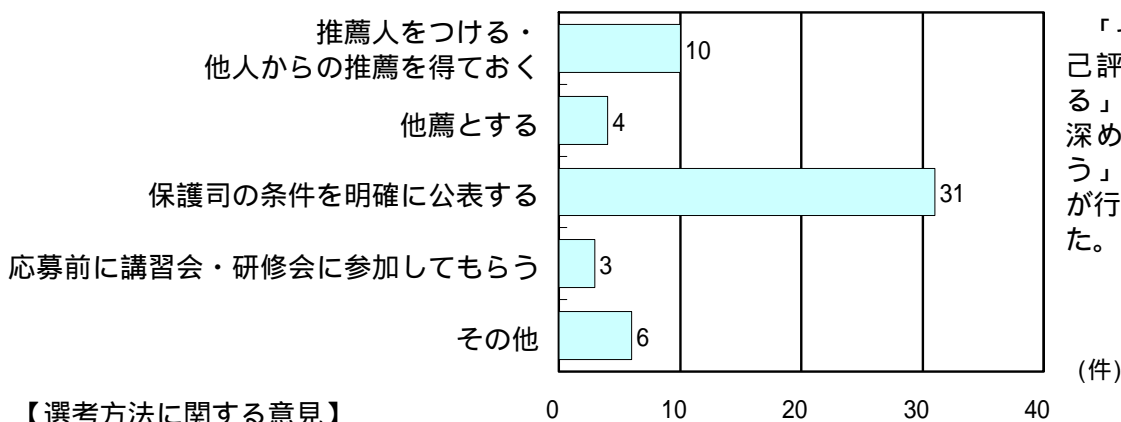
Q2：広く一般から募るためにはどのような方法・手段が適切だと思いますか。自由にお書きください。

【一般募集の周知方法に関する意見】



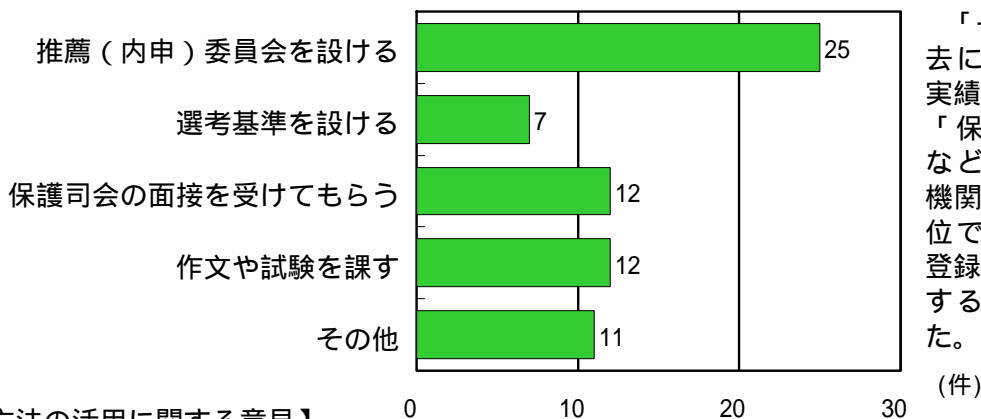
「その他」として、「関係諸団体と協議の上、広報を行う」「自治体の広報板に掲示する」等の意見があった。

【適任者の応募を得るための工夫に関する意見】



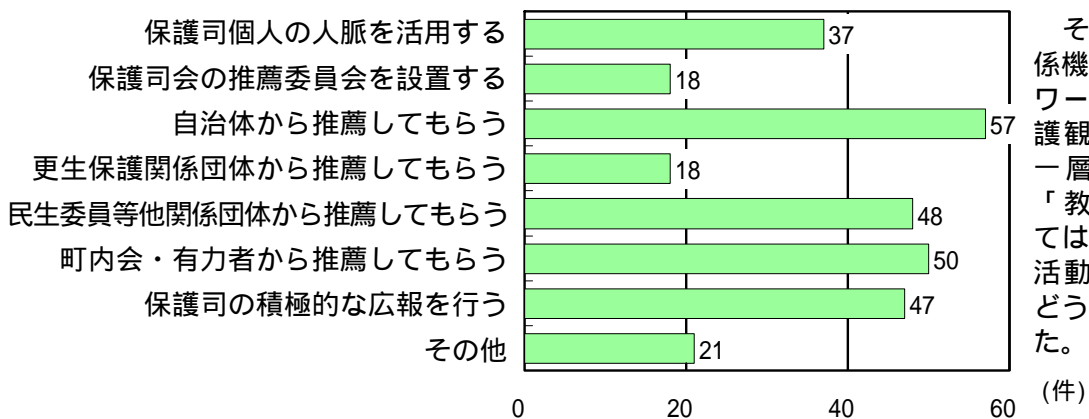
「その他」として、「自己評価表の提出を求める」「保護区内で交流を深め、人を見る目を養う」「公募の窓口を行政が行う」等の意見があった。

【選考方法に関する意見】



「その他」として、「過去における団体活動の実績や職歴を重視する」「保護観察所や自治体など説明責任が持てる機関で選考する」「県単位で募集して応募者を登録しておき、随時任用する」等の意見があった。

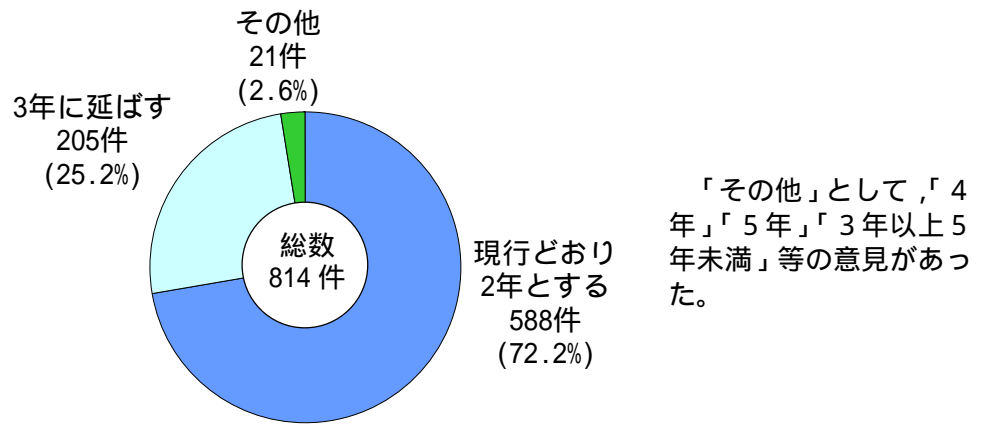
【従来の方法の活用に関する意見】



「その他」として、「関係機関・団体とのネットワークを拡大する」「保護観察所から自治体に一層の協力を求める」「教員や公務員については、定年前から保護司活動をしてもらってはどうか」等の意見があった。

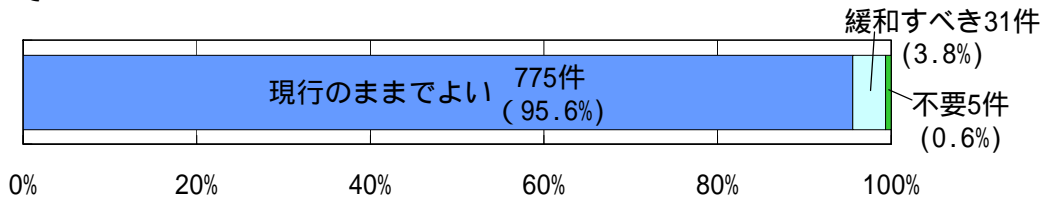
1. 保護司適任者の確保について

：保護司の任期について

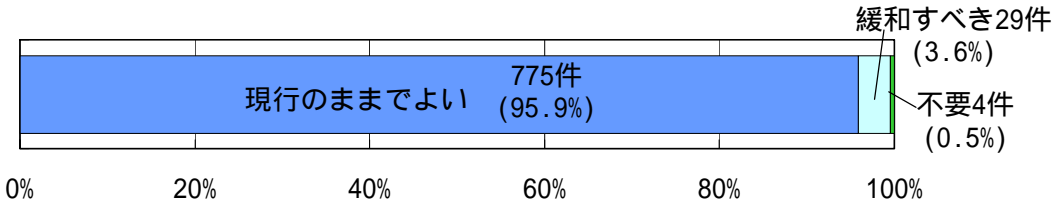


：保護司法第3条には、保護司の具備条件が定めてありますが、不要又は緩和を要すると思われる事項がありますか。

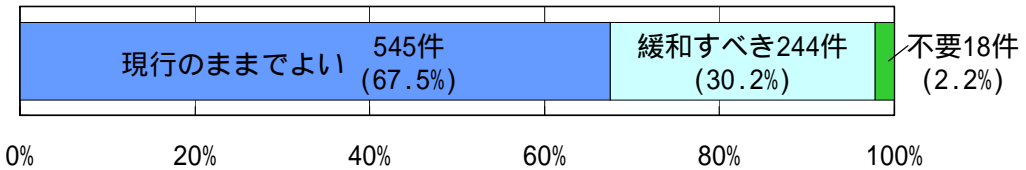
Q1：社会的信望について



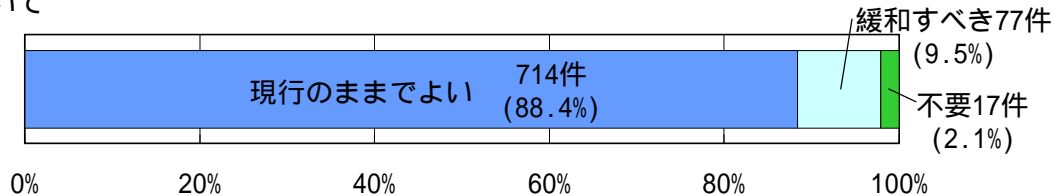
Q2：熱意について



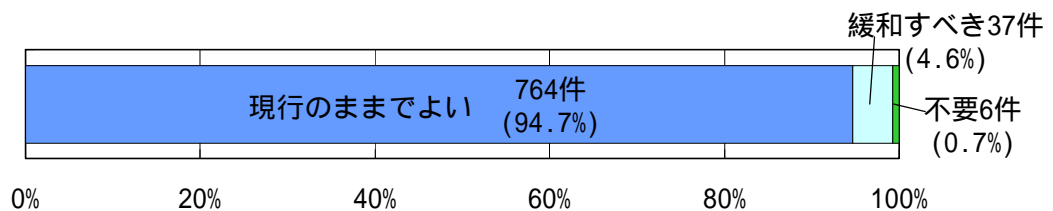
Q3：時間的余裕について



Q4：生活の安定について



Q5：健康で活動力を有することについて



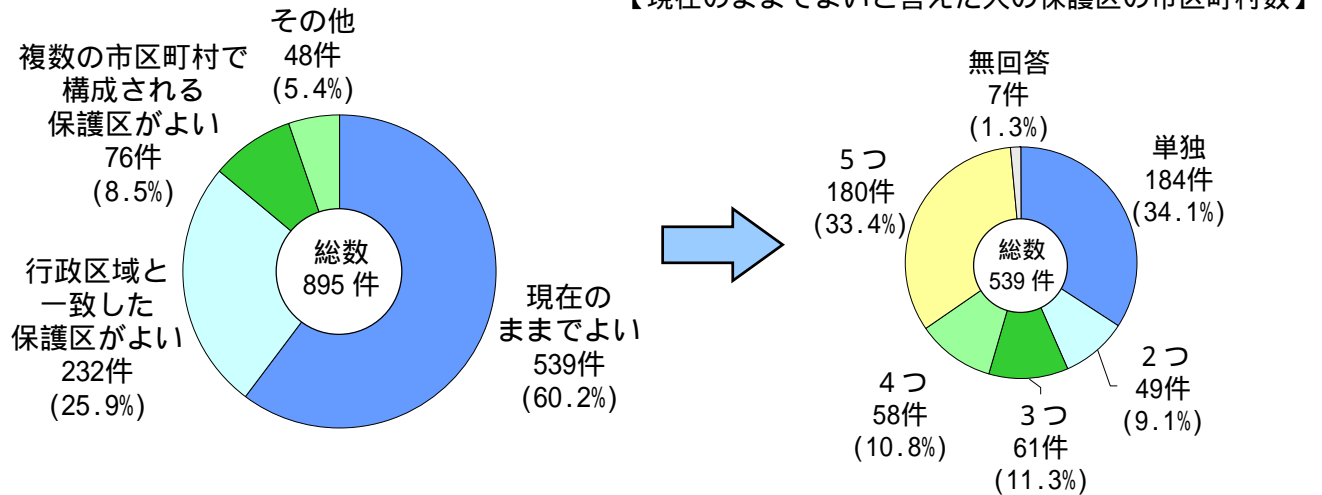


## 2. 保護区の在り方について

保護区と行政区域との望ましい対応関係についての設問では、「現在のままでよい」(現行では、単独又は複数の市区町村で一保護区を形成)とする意見が全体の約6割であったが、これに次いで、行政区域との一致を望む意見も約4分の1を占めた。

保護区ごとの保護司定数に関する設問では、「現在のままでよい」とする意見が全体の約8割を占め、「定数を増やしてほしい」とする意見がこれに次いだ。「定数を減らしてほしい」とする意見は全体の約3%に止まった。

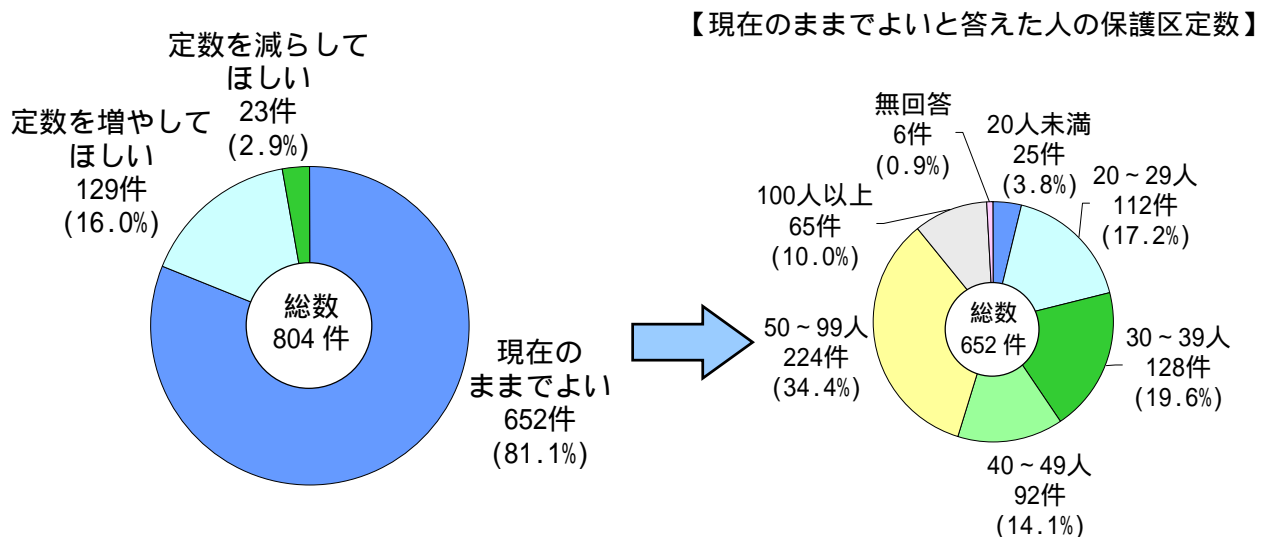
：保護区の設定について



「その他」として、「一行政区一保護司会が望ましいが、人口の少ない町村は困ると思う」「市町村合併の状況に留意して検討する必要がある」等の意見があった。一部複数回答があり、それぞれ1件として計上したため、総数が回答者数を上回っている。

右のグラフは、「現在のままでよい」と答えた人の保護区における市区町村数を示したものであるが、回答者全体の構成比(4ページに掲載)との間に顕著な差異は見られなかった。

：保護司定数について



右のグラフは、「現在のままでよい」と答えた人の保護区における保護司定数を示したものであるが、前問と同様、回答者全体の構成比(4ページに掲載)との間に顕著な差異は見られなかった。

### 3. 保護区組織の運営について

保護司会の事務局体制に関する設問によると、事務局は市区町村役場内にあるところが多く、次いで会長宅、事務局長宅の順に多かった。また、設置場所として、市区町村役場内を希望する意見が多く見られた。

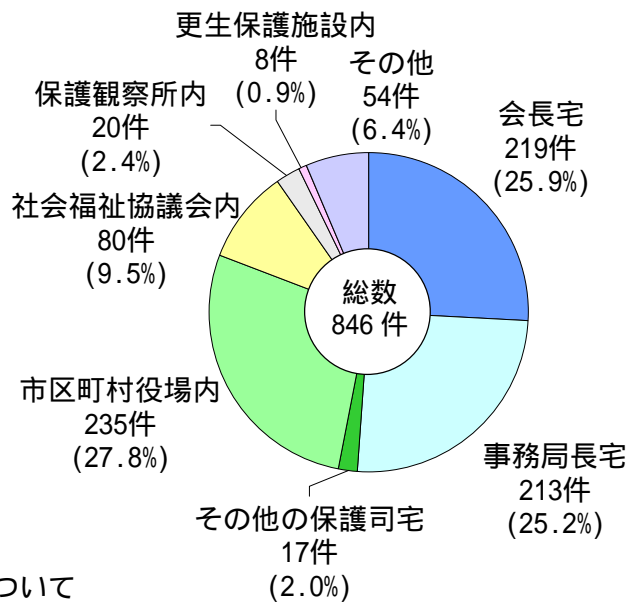
主に保護司会事務を行っているのは、事務局長、会長の順に多く、今後の事務局体制としては、自治体職員を希望する意見、非常勤の事務局員（保護司）の配置を希望する意見、常勤の事務局員（保護司）の配置を希望する意見の順に多かった。

機能別部会制を採っている保護司会が9割近くを占め、設置している部会としては、研修部、総務部、地域活動/犯罪予防活動部が多かった。

金銭的負担に関する設問では、自治体の助成金の削減や、組織活動の拡大による支出増大等により、予算上の問題が生じている保護司会が多く、対応策として、自治体による助成金の義務化を望む意見が多かった。また、保護司組織に対する国からの予算措置を求める声も圧倒的に多く、保護司組織運営費、保護司会費等、保護司個人の持ち出しによる金銭負担が相当の額に上ることが分かった。

#### 事務局について

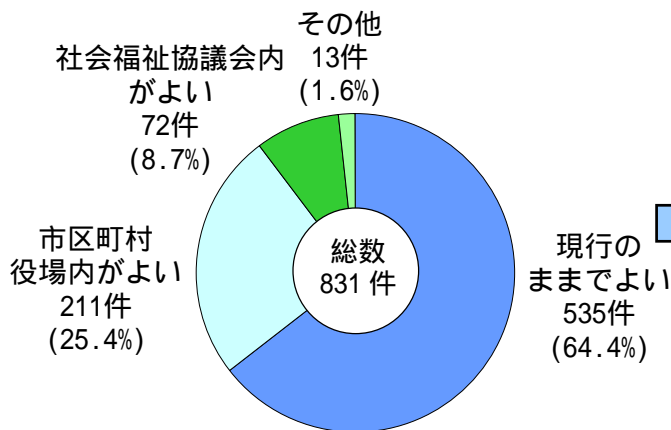
Q1：貴保護司会の事務局はどこにありますか。



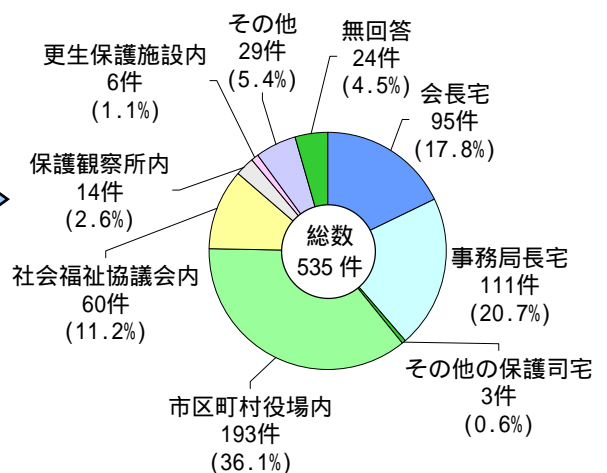
「その他」として、地方公共団体の施設の一室を借りている保護司会や、独自に事務所を持っているところも見られた。

一部複数回答があり、それぞれ1件として計上したため、総数が回答者数を上回っている。

Q2：事務局の設置場所について

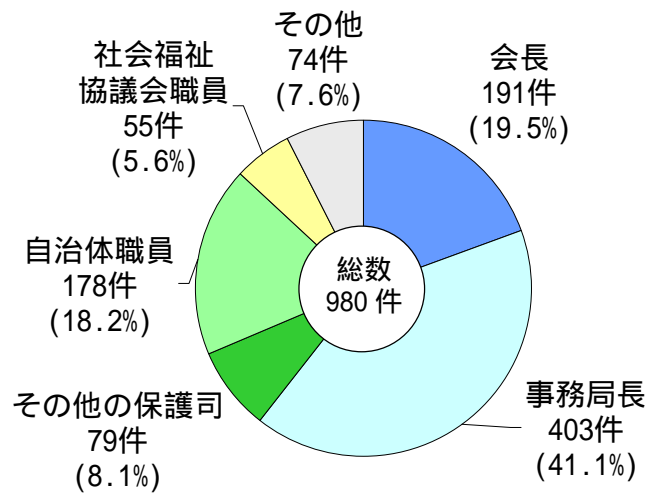


【現行のままでよいと答えた人の事務局設置場所】



「その他」として、独自の事務所の新設を望む意見があった。一部複数回答があり、それぞれ1件として計上したため、総数が回答者数を上回っている。

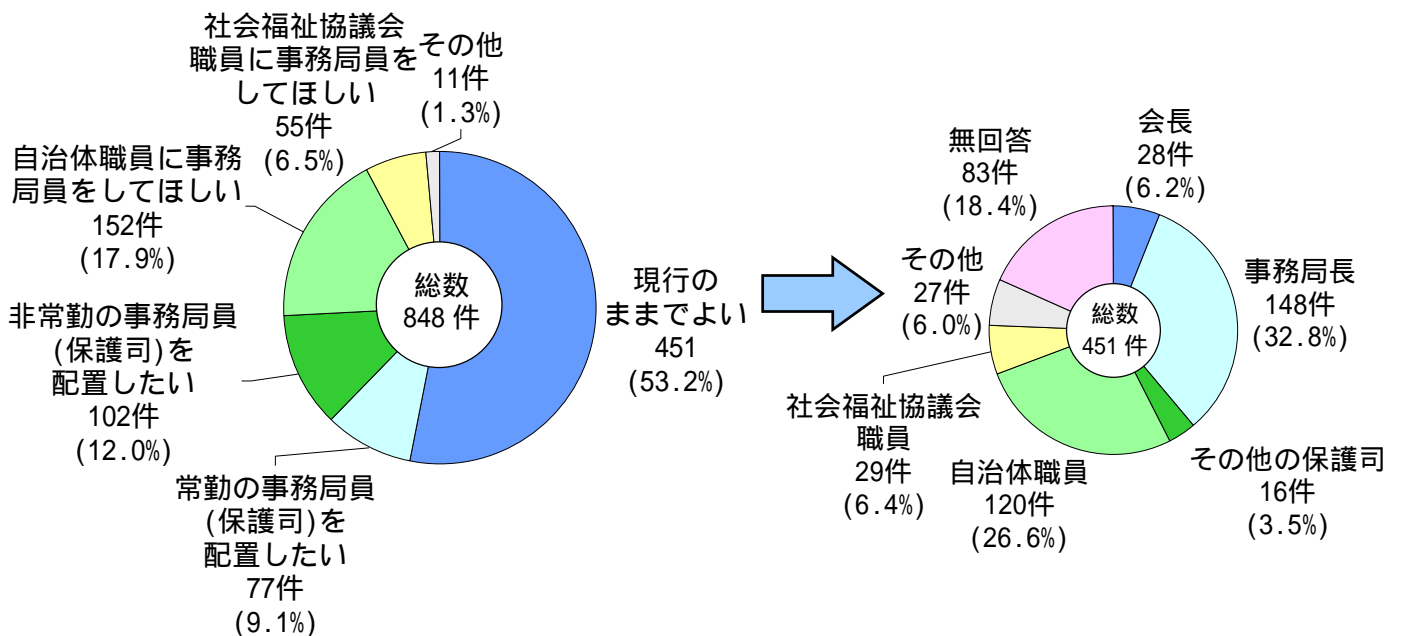
Q3：主に保護司会事務を行っている人について



「その他」として、「パート」「アルバイト」「保護区で雇用」等の回答があった。一部複数回答があり、それぞれ1件として計上したため、総数が回答者数を上回っている。

Q4：今後の事務局体制について

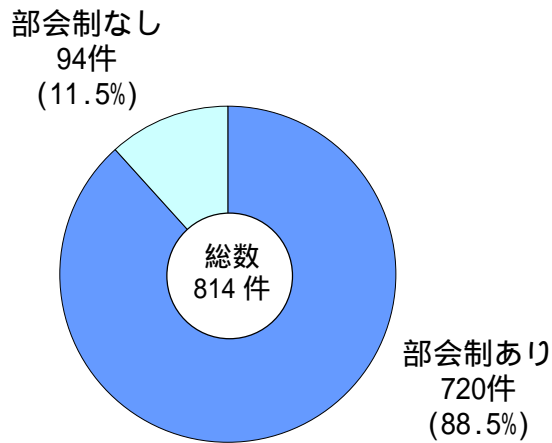
【現行のままでよいと答えた人の事務局体制】



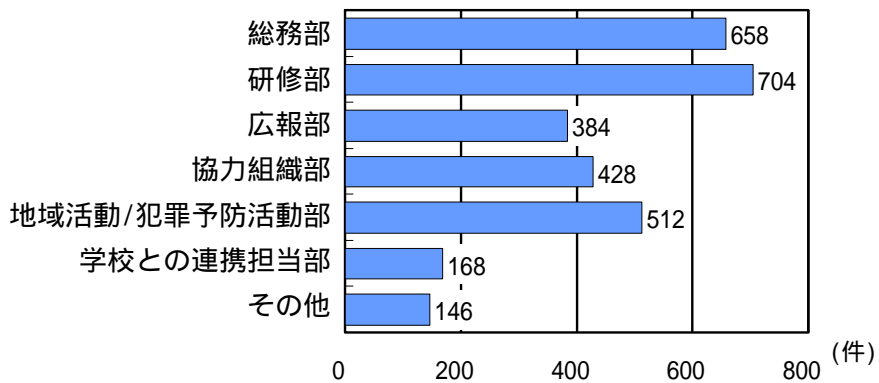
一部複数回答があり、それぞれ1件として計上したため、総数が回答者数を上回っている。

機能別部会について

Q：貴保護司会は部会制を採っていますか。

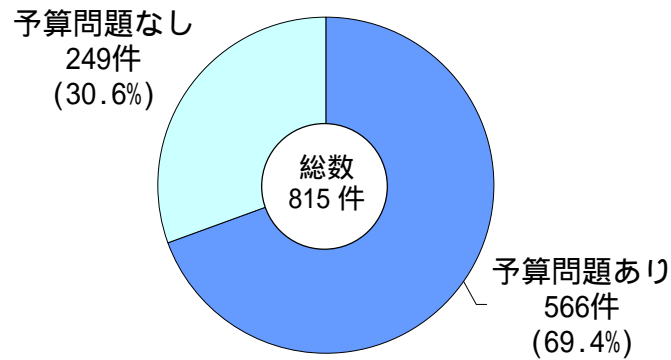


SQ：置いている部会すべてに をつけてください。

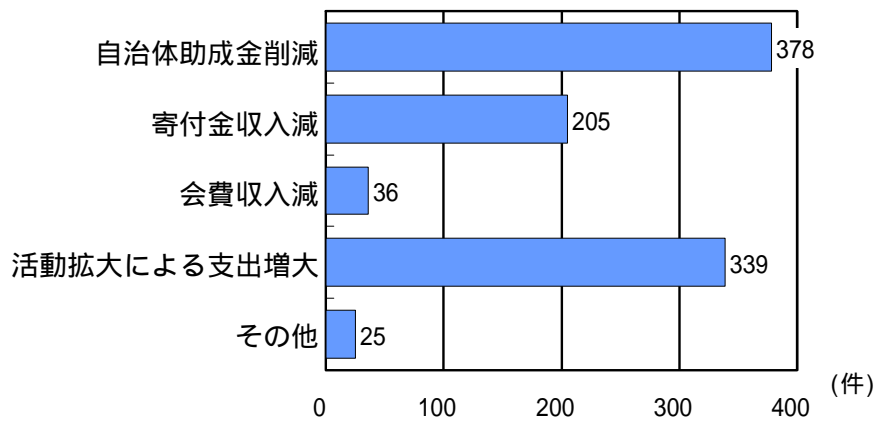


「その他」として、「薬物乱用防止部」「社会参加活動部」「社会資源開発部」等の回答があった。

：貴保護司会では予算上の問題が生じていますか。

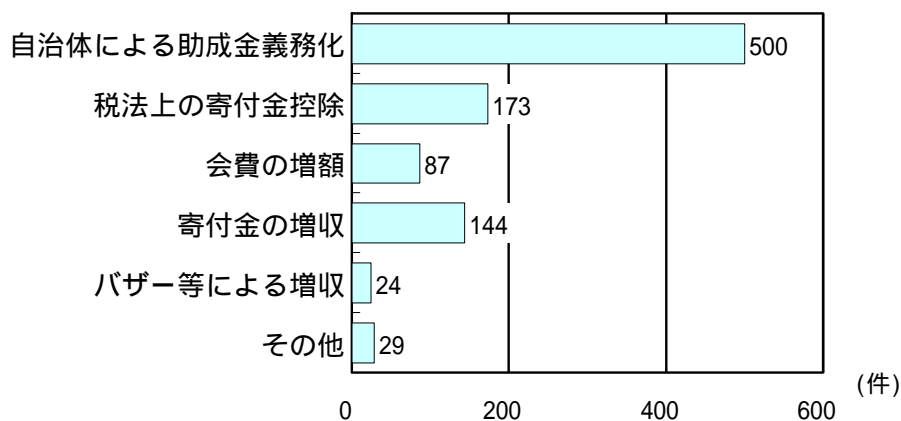


SQ1：どのような問題が生じていますか。あてはまるものすべてに をつけてください。



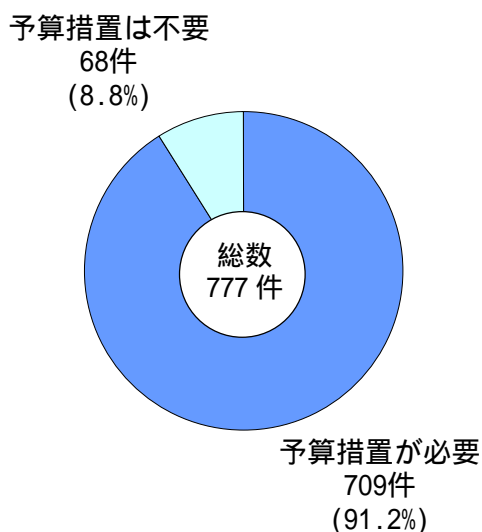
「その他」として、「自治体からの助成がない」「市町村合併後の助成金が案じられる」等の回答があった。

SQ2：その対応策として適切と思われることは何ですか。あてはまるものすべてに をつけてください。



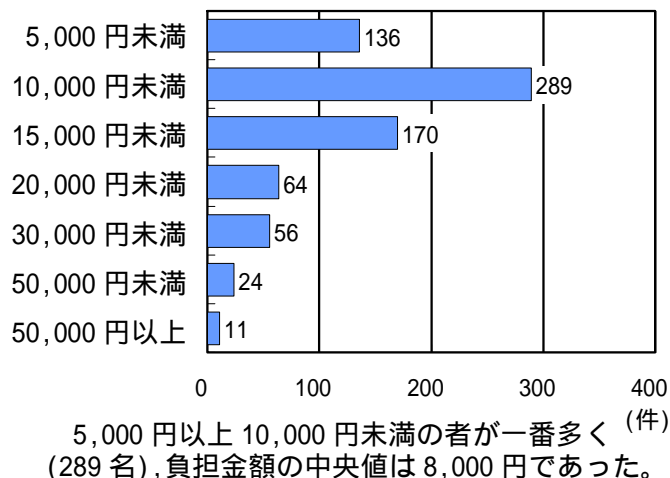
「その他」として、「国からの直接的予算措置」「地域活動推進費，補導費など実費弁償金の増額」等の意見があった。

: 保護司組織に対する国からの直接的な予算措置が必要だと思いますか。



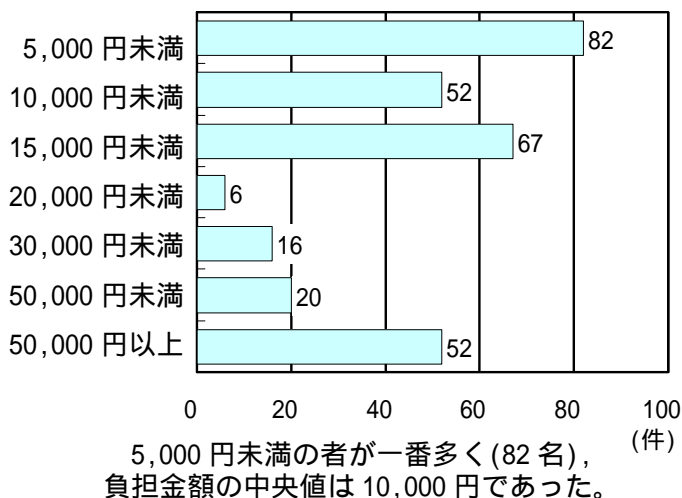
: 保護司会費等保護司個人の負担について

Q1: 貴保護司会の年間の会費はいくらですか。都府県連盟等保護司上部組織への各種分担金も含んだ額でお答えください。(1人当たり)

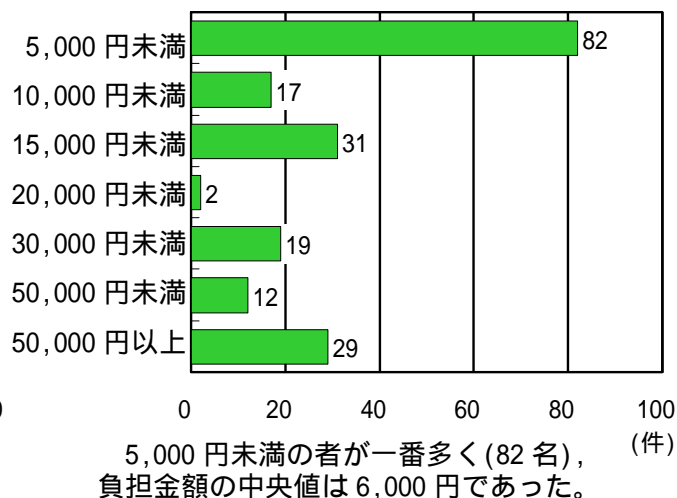


Q2: 保護司会費以外に保護司個人が負担しているものはありますか。あてはまるものすべてに をつけ、かつ通常の年の年間負担額について教えてください。

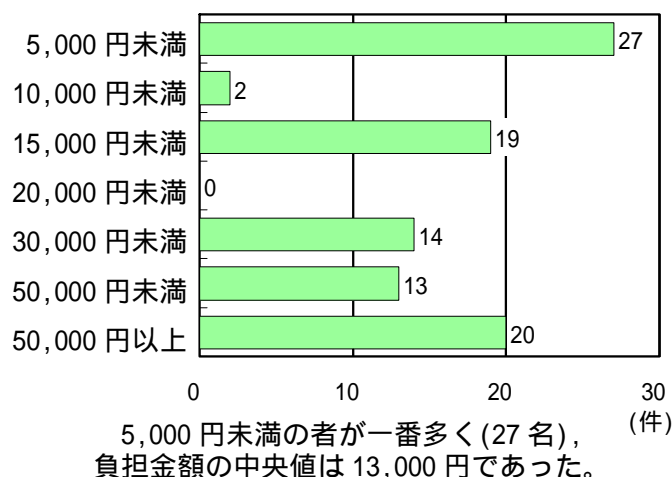
1 保護観察協会の寄付金(会費)



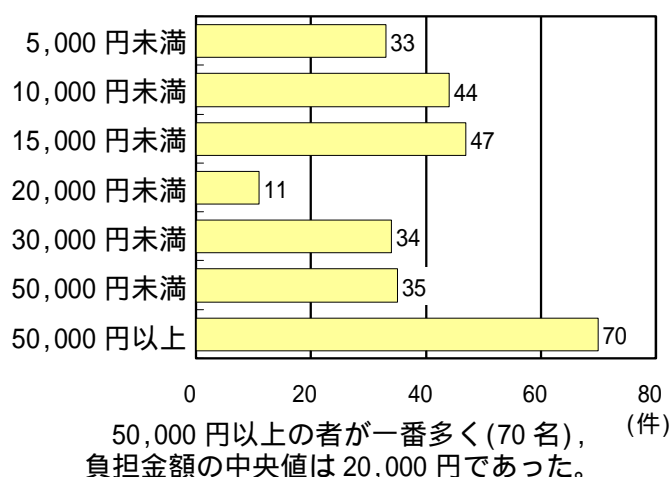
2 更生保護施設の支援金



3 BBS会の賛助金

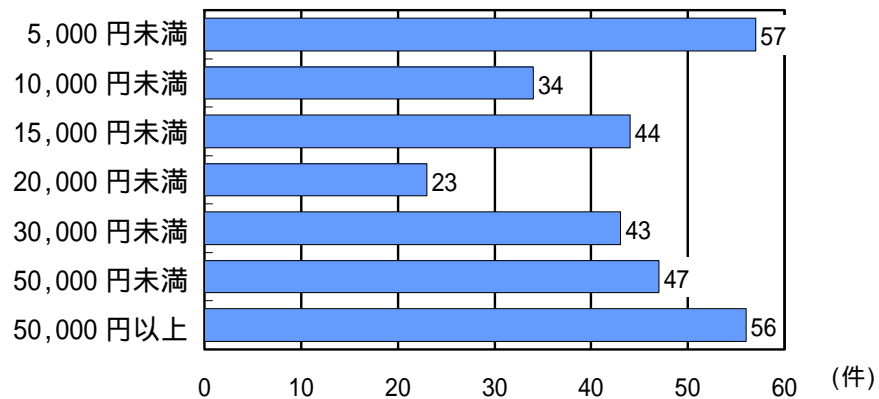


4 関係機関団体との各種会議出席に伴う経費





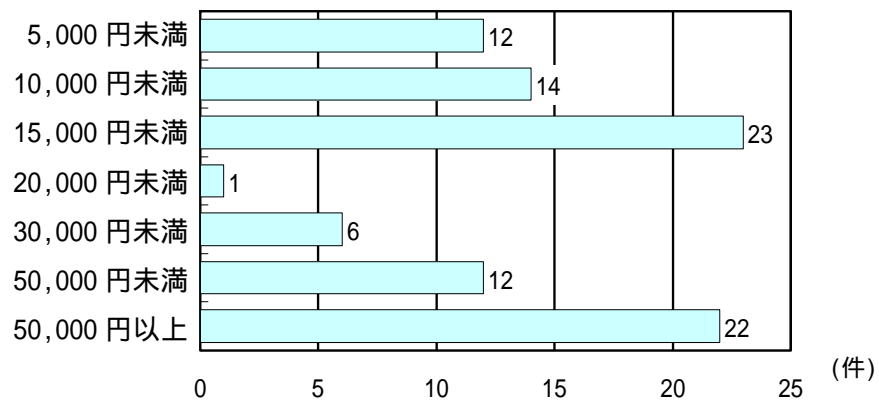
## 5 その他の負担金



その他、保護司個人が保護司会会費以外に負担しているものとして、「“ 社会を明るくする運動 ” 等犯罪予防活動に要する経費」「協力雇用主会費」「更生保護女性会への賛助金」「自主研修費」「事務局経費」等の回答があった。

負担額で一番多いのは、5,000 円未満の者(57 名)であり、負担金額の中央値は 13,000 円であった。

Q3：昨年度、更生保護施設の整備支援など臨時的な負担があった場合には、その内容と負担額について教えてください。



臨時的な負担として、「更生保護施設の整備等に伴う寄附」「矯正諸施設慰問経費」「災害義援金」等の回答があった。

負担額で一番多いのは、15,000 円未満の者(23 名)であり、負担金額の中央値は 10,000 円であった。

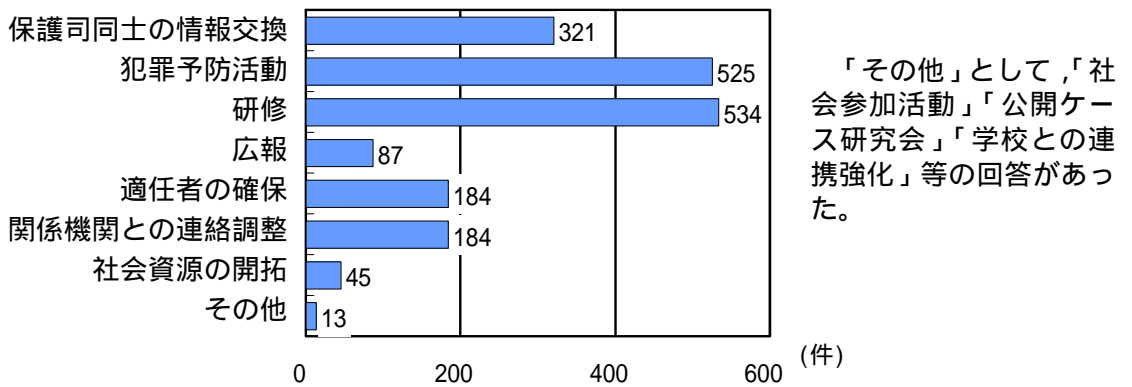
## 4. 保護司会の活動について

保護司会の活動として、特に重点を置いている事項としては、研修、犯罪予防活動、保護司同士の情報交換とする回答が多かった。

更生保護関係団体（更生保護施設、更生保護女性会、BBS会及び協力雇用主）との連携では、更生保護女性会との連携が最も緊密に行われており、連携の内容を見ると、更生保護施設、更生保護女性会、BBS会との連携においては、犯罪予防活動が最も多く、協力雇用主との連携においては、新規協力雇用主の開拓、対象者の就労支援が多い結果となった。

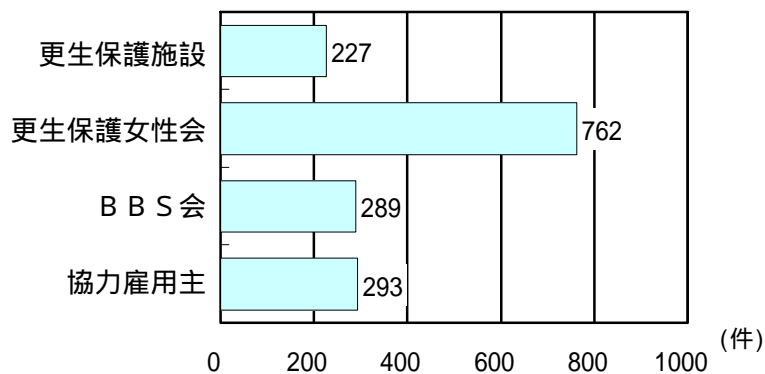
これらの団体との連携に要する費用については、保護司会、保護司個人のいずれも、相応の金額の負担が見られた。

：貴保護司会の活動で特に重点を置いているものについて、最もあてはまるもの2つにつけてください。

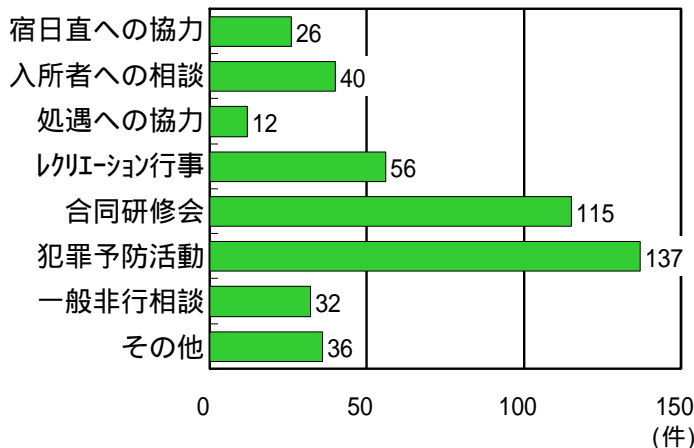


### 更生保護関係団体との連携・活動について

Q1：日常的に連携している更生保護関係団体について、2つ以内で つけてください。

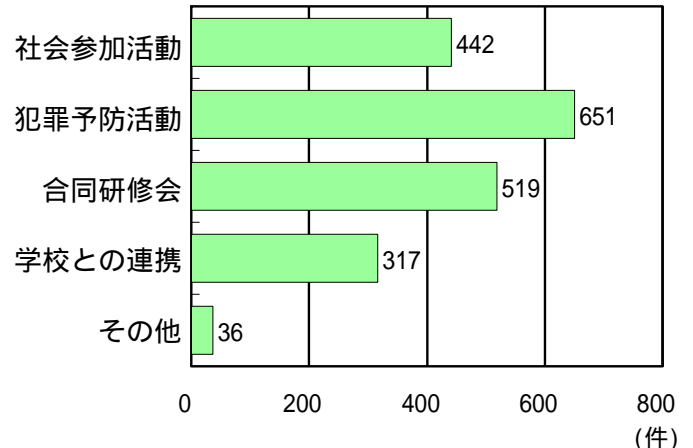


SQ1：更生保護施設と連携した活動について、  
すべてに をつけてください。



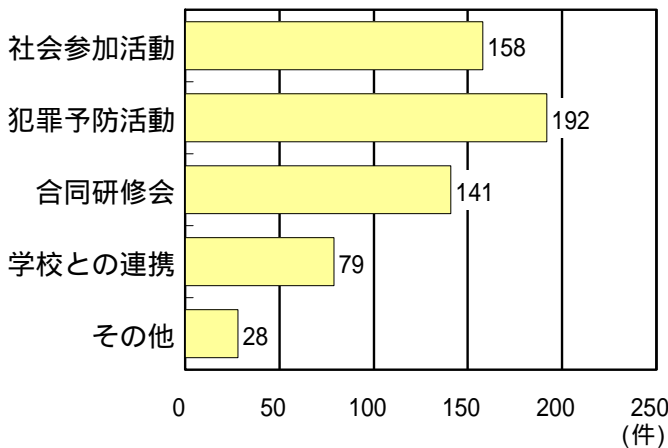
「その他」として、「役員会への出席」「訪問激励」「協力雇用主会の紹介」等の回答があった。

SQ2：更生保護女性会と連携した活動について、  
すべてに をつけてください。



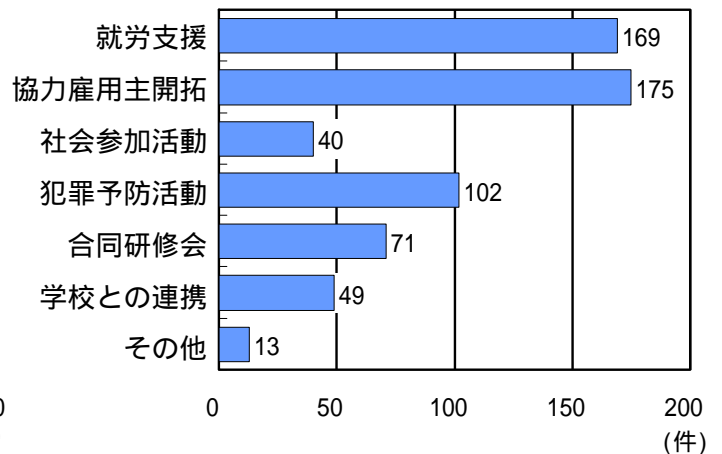
「その他」として、「ミニ集会」「矯正施設参観」「バザー」「社会参加活動」等の回答があった。

SQ3：BBS会と連携した活動について、  
すべてに をつけてください。



「その他」として、「児童自立支援施設に対する支援」「レクリエーション行事」「会員開拓への協力」等の回答があった。

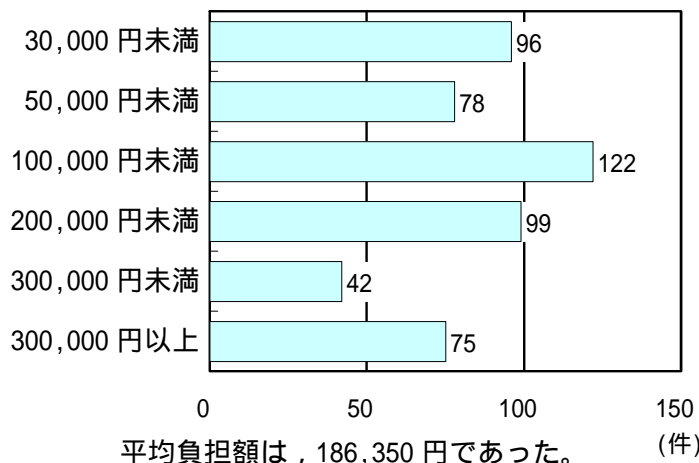
SQ4：協力雇用主(会)と連携した活動について、  
すべてに をつけてください。



「その他」として、「情報交換」「イベント開催」等の回答があった。

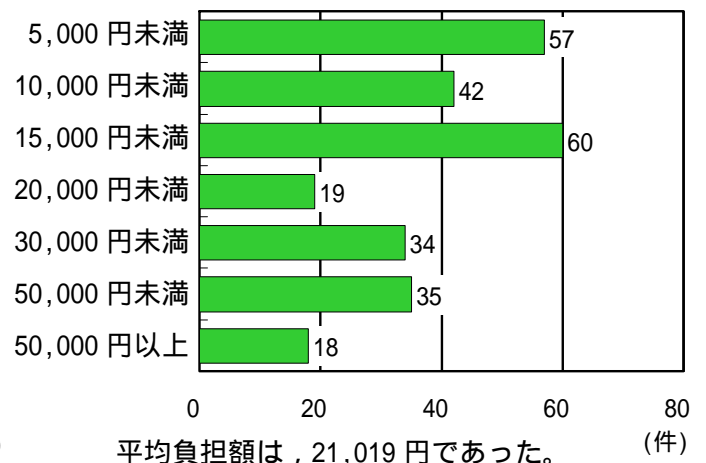
Q2：上記更生保護関係団体との連携・活動に当たって、保護司会及び活動に携わった保護司個人の昨年度の年間負担額を教えてください。

1：保護司会



平均負担額は、186,350 円であった。

2：保護司個人



平均負担額は、21,019 円であった。

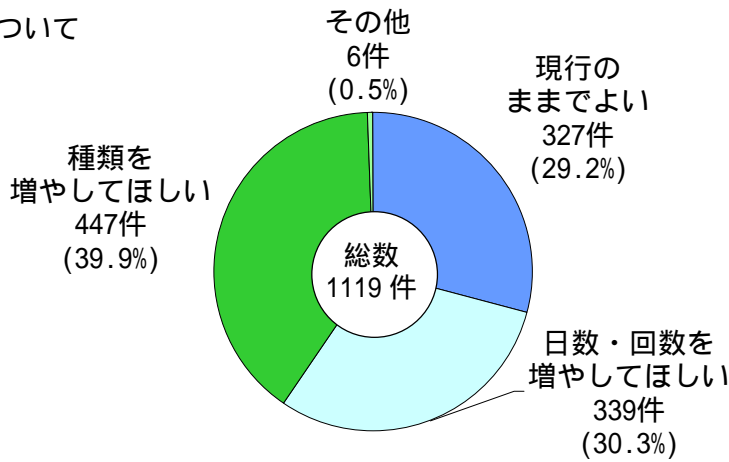
## 5. 保護司研修の在り方について

保護司研修の回数・種類については、「種類を増やしてほしい」「日数・回数を増やしてほしい」とする意見が合わせて7割を占め、今後増やしたい研修は、「保護司会の自主研修」「新任研修」の順、新設したい研修は、「中堅保護司研修」「事務局長研修」の順であった。

適当な研修の方式に関しては、保護観察所職員による講義や事例研究を挙げるものが多く、研修教材については、面接場面や対象者の問題別対処法に関する解説ビデオを望む意見が多く寄せられた。研修の日程については、現行を支持する意見が大半を占めたが、夜間・土日の実施や欠席者への補講を望む意見も合わせて4割近くに達した。

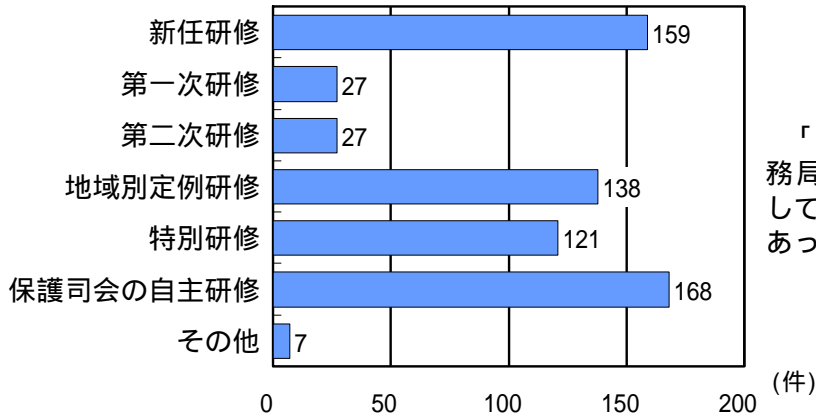
保護司会の研修関係経費については、「100,000円未満」「30,000円未満」「200,000円未満」の順に多く、平均負担額は105,097円であった。

：研修の回数・種類について



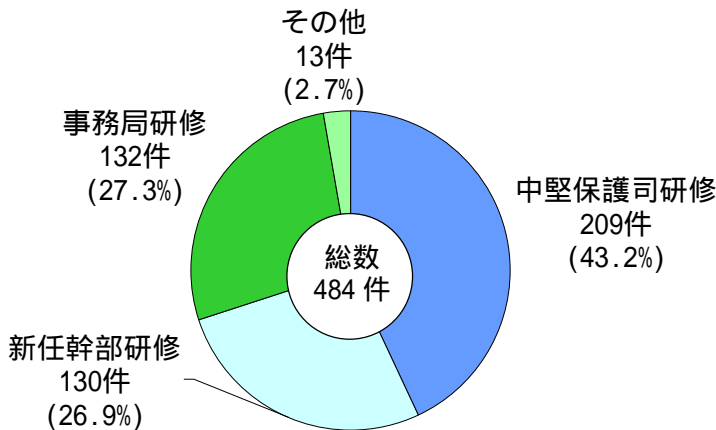
「その他」として、「研修内容そのものを改善してほしい」等の意見があった。  
一部複数回答があり、それぞれ1件として計上したため、総数が回答者数を上回っている。

SQ1：日数又は回数を増やしたい研修について、必要性の高いもの2つに をつけてください。



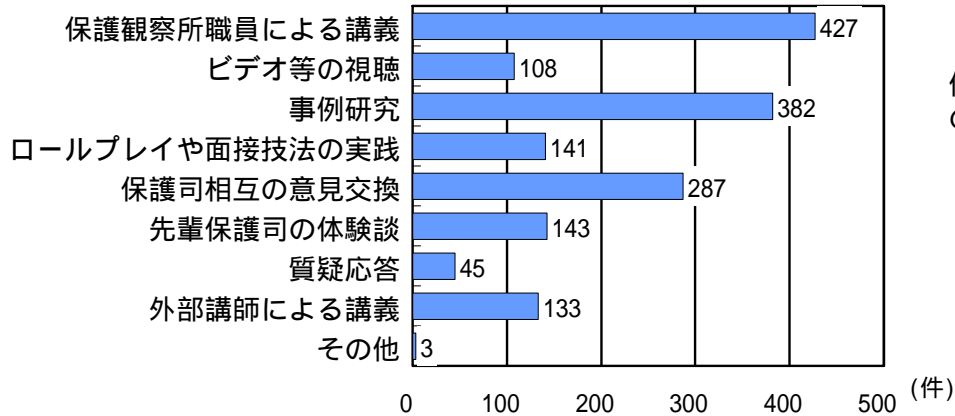
「その他」として、「事務局研修の回数を増やしてほしい」等の意見があった。

SQ2：新設したい研修の種類について、必要性の特に高いもの1つに をつけてください。



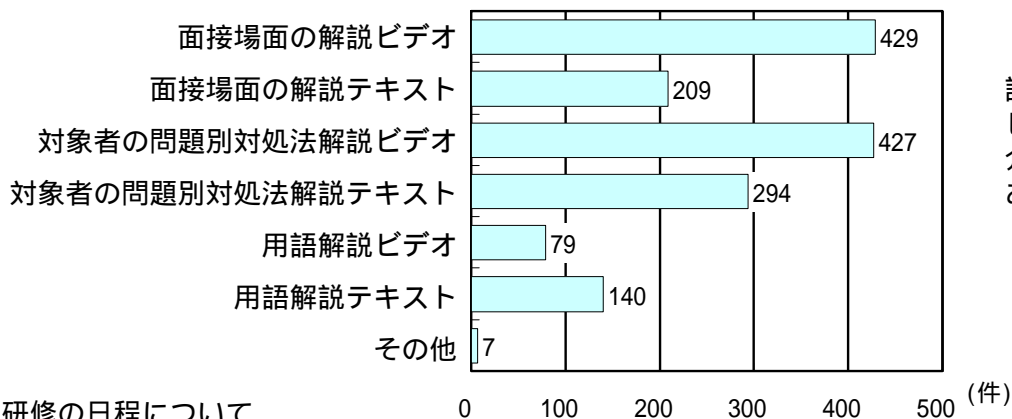
「その他」として、「学校担当保護司研修」「関係施設の見学」等の意見があった。  
一部複数回答があり、それぞれ1件として計上した。

: 研修の方式として適当と思われるものについて、あてはまるもの2つに をつけてください。



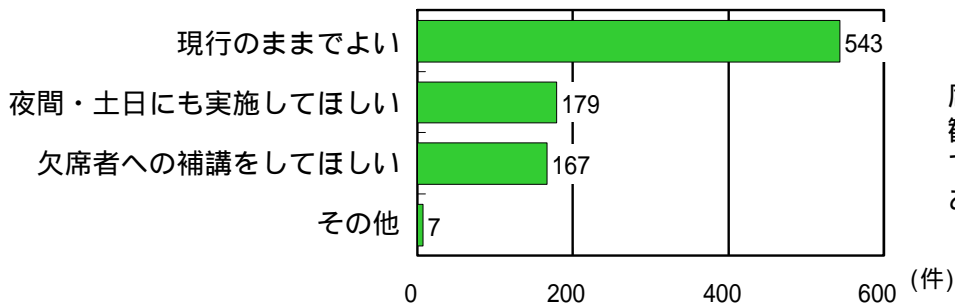
「その他」として、「関係機関との事例研究」等の意見があった。

: 今後充実を望む研修教材について、必要性の高いもの2つに をつけてください。



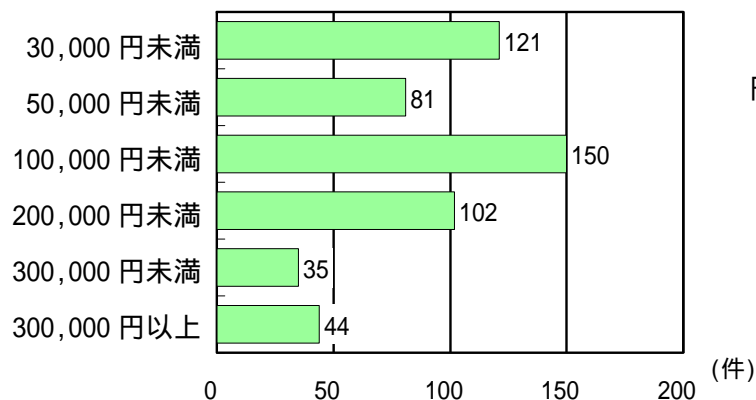
「その他」として、「保護司会の運営に関するビデオ」「矯正施設の紹介ビデオ」等の意見があった。

: 研修の日程について



「その他」として、「欠席の多い保護司に保護観察所から出席を促してほしい」等の意見があった。

: 貴保護司会において、図書や視聴覚教材の購入、外部講師への謝金など研修関係経費はどれくらいかかっているか教えてください。(年間経費)



平均負担額は、105,097 円であった。

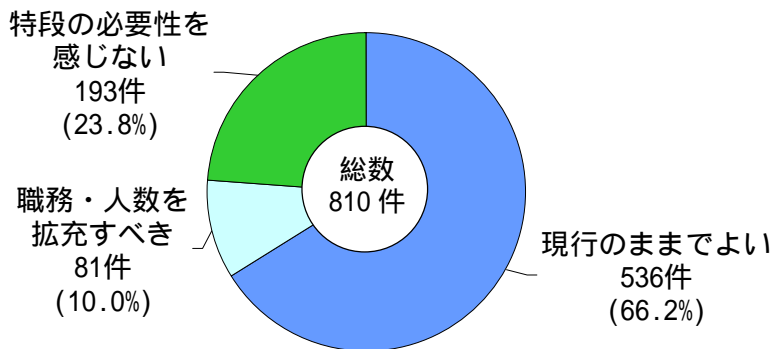
## 6. 保護司の職務について

主任保護司制度については、現行を支持する意見が3分の2を占める一方、特段の必要性を感じないとする意見も4分の1に上っている。

保護司の有給化に関する設問では、有給化をすべきではないが、実費弁償金をもっと充実させるべきとする意見が7割を超えた。

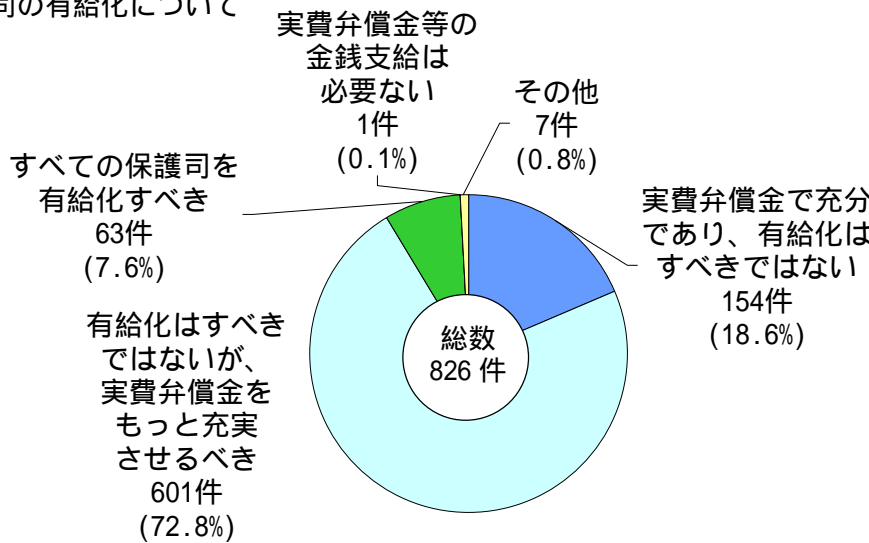
保護司会活動への従事を緩和又は免除してもよいと思われる保護司については、配慮を必要とする保護司はいないとする意見が延べ件数の半分を超えている一方、更生保護施設職員や内勤保護司、駐在保護司を挙げる意見も見られた。

：主任保護司制度について



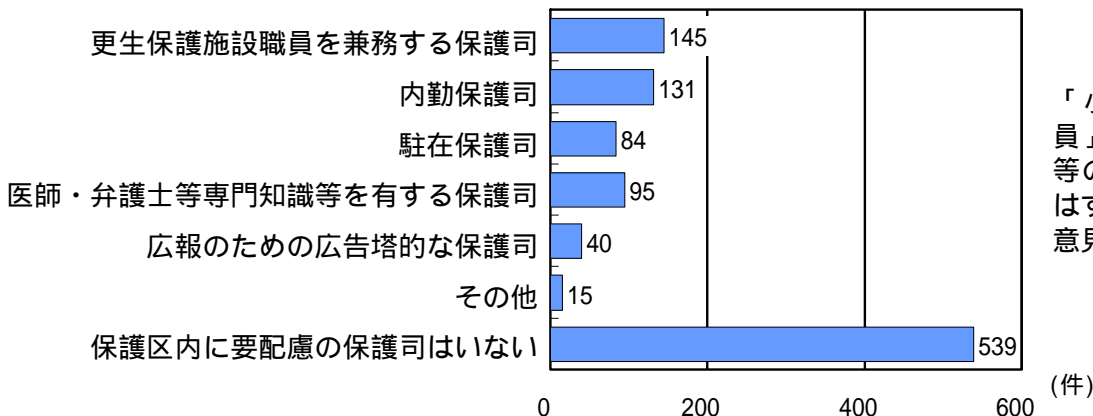
一部複数回答があり、それぞれ1件として計上した。

：保護司の有給化について



「その他」として、「保護司会の活動費を出してほしい」「地域活動推進費を増額してほしい」等の意見があった。  
一部複数回答があり、それぞれ1件として計上したため、総数が回答者数を上回っている。

：保護司会会務処理，研修出席，犯罪予防活動等，保護司会活動への従事を緩和又は免除してもよいと思われる保護司について，あてはまるものすべてに をつけてください。



「その他」として、「小・中学校の現職教員」「知事や市長」「議員」等の回答に加え、「免除はすべきでない」とする意見も見られた。



## 7. その他

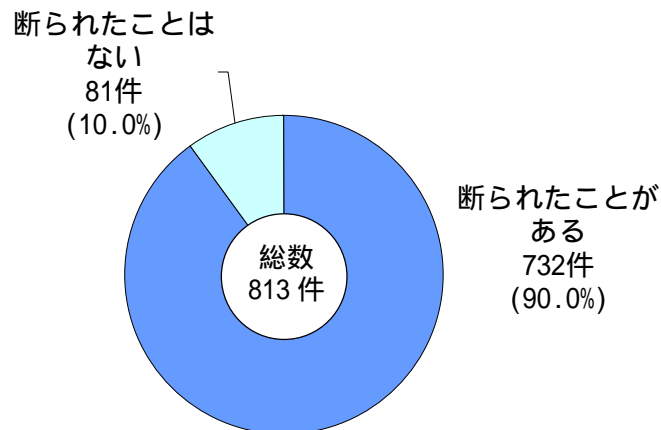
ここでは、保護司適任者の発掘や面接専用スペースの要否や活用方法について問うた。

保護司適任者の発掘に際し、保護司就任を断られた経験があるとする回答が9割に達し、その理由は、「時間的余裕がない」「処遇に対する自信が持てない」「家族の理解・協力が得られない」の順となっている。

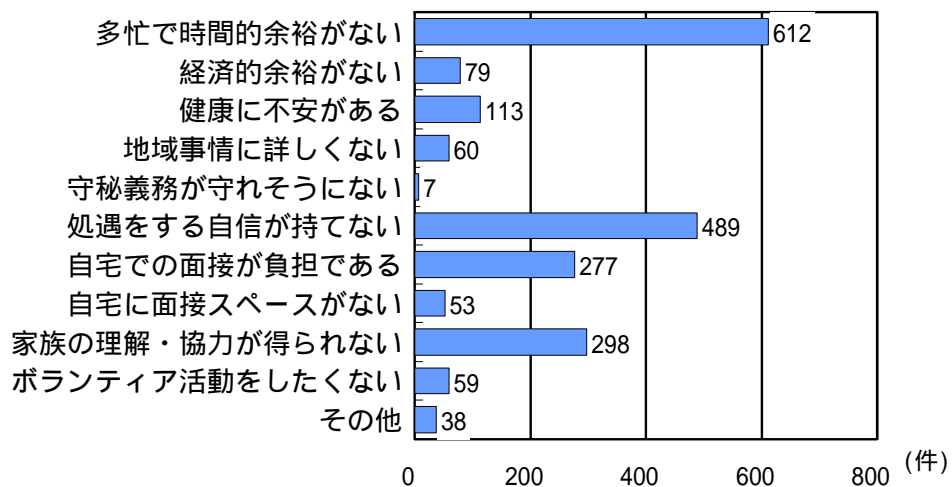
保護司宅以外の面接専用スペースの要否については、必要とする意見と不要とする意見がほぼ拮抗している。必要とする理由としては、対象者のプライバシー確保や家族の負担軽減を挙げるものが多かった。適当な設置場所については、専用事務室の新設とする意見が最も多く、次いで市区町村役場、社会福祉協議会、公民館・集会所の順となった。さらに、保護司会専用スペースが街中に確保できた場合の活用方法に関する設問では、保護司会の会議、研修、保護観察対象者や関係者との面接、保護司会事務局などに多くの意見が寄せられた。

：保護司適任者発掘について

Q：保護司になってくれるよう依頼して断られたことがありますか。

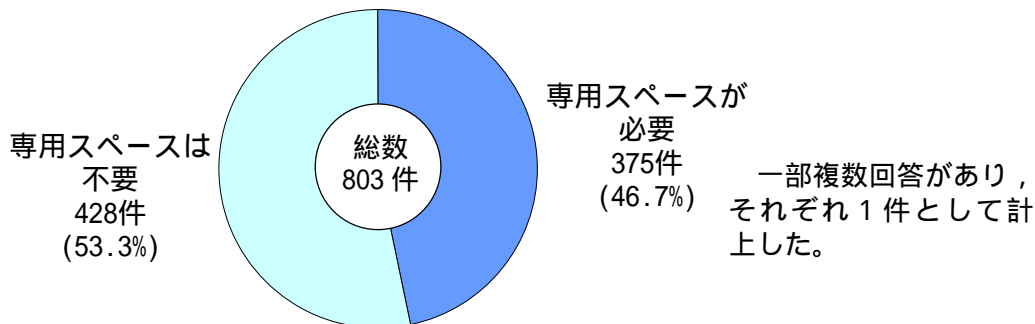


SQ：断られた理由について、あてはまるものすべてに をつけてください。

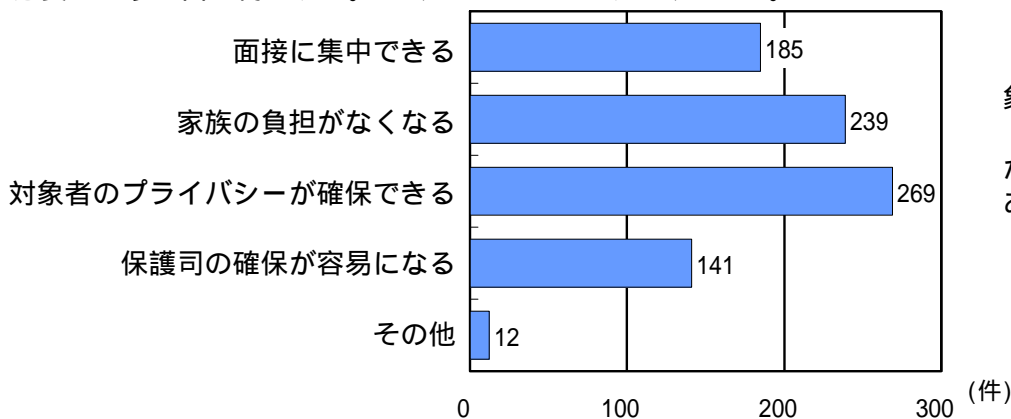


「その他」として、「勤め先の理解が得られない」「待遇が悪い」「子供が小さい」「スピード違反等の罰金がある」「他の役職が多い」等の回答があった。

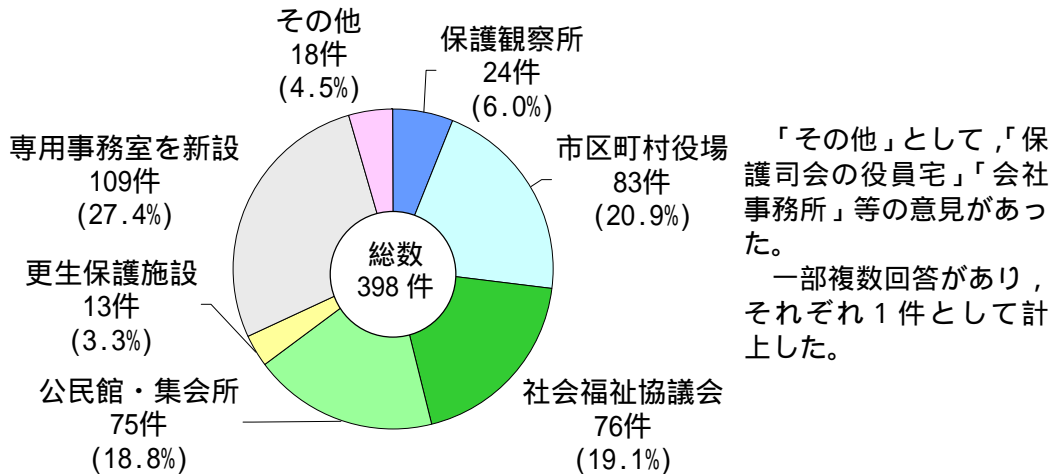
: 保護司宅以外に保護司が面接のできる専用スペースが必要だと思いますか。



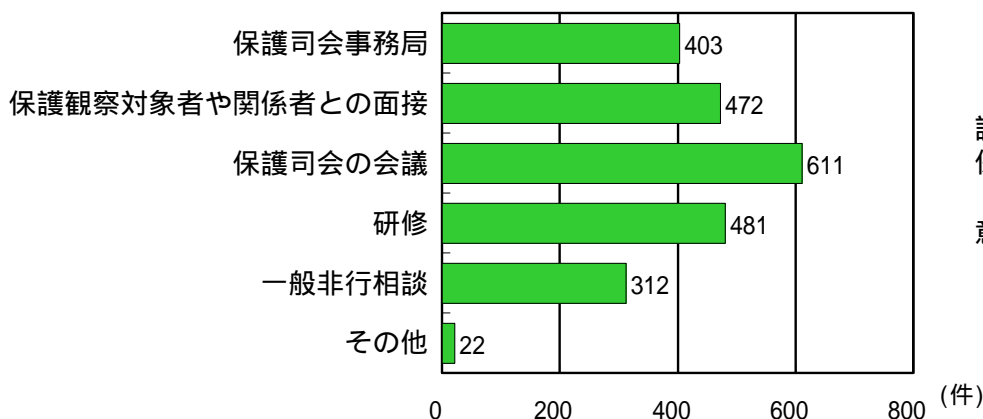
SQ1: 必要と思う理由は何ですか。いくつでも をつけてください。



SQ2: どのような場所に設置するのが適当だと思いますか。1つ をつけてください。

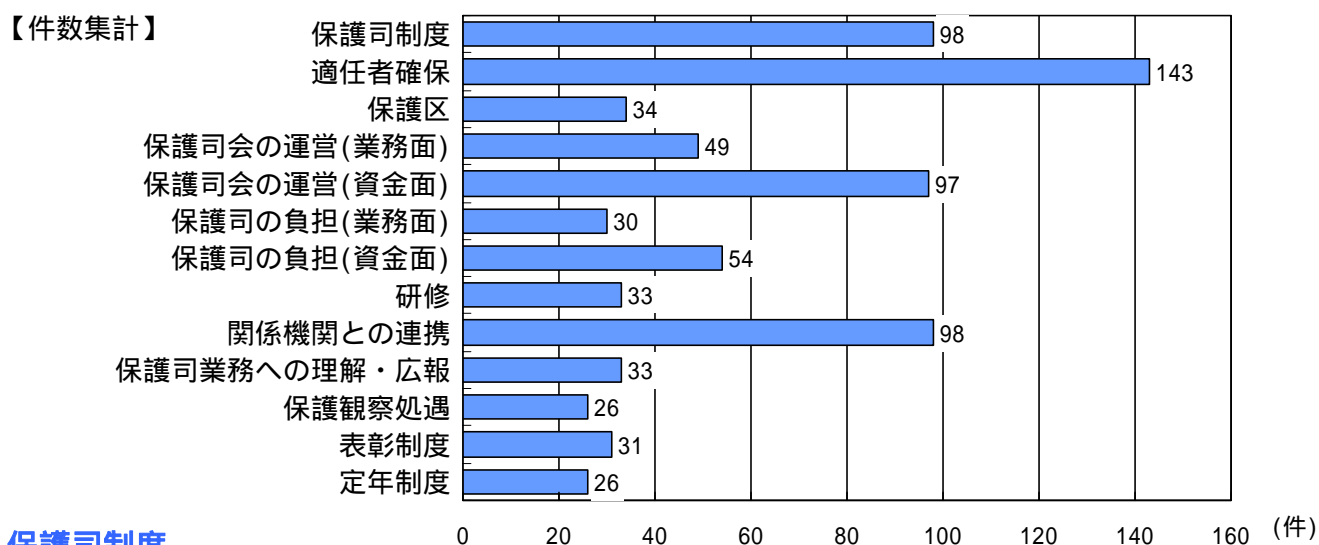


: 保護司会専用のスペースを、たとえば街の中心部のビル内などに確保できた場合、どのようなことに活用したいですか。あてはまるものすべてに をつけてください。



## 8 . 自由記載欄

アンケートの最後に、保護司制度に対する自由記載欄を設けたところ、保護司制度一般にとどまらず、適任者確保の問題や関係機関との連携の必要性、保護司会の運営に関するものなど広範多岐にわたる意見が延べ 752 件も寄せられた。これらの意見を要約・抜粋した。



### 保護司制度

- 協働体制として、官民一体となり、継続されてきた制度は素晴らしいと思う。今後も更に発展させるべき。
- 平成 11 年に保護司法が一部改正され、任務も明らかになり、組織活動がやりやすくなった。
- 我が国の保護司制度が世界に誇れる制度として進展してきたその原動力は、保護司個人の能力の高さにあると言って過言でない。制度がいかにくれていても、これを運用するのは人間であり、保護司の質の低下は更生保護制度の根幹を揺るがすことになる。
- 人のため、社会のためにこれほどのやりがいがある制度、仕事はないと思っている。

### < 制度の見直し・要望 >

- 根本的に保護司制度を見直す時期に来ている。
- 現行制度を基本的には維持しつつ、社会の変化に対応して、さらに充実・強化していく必要がある。
- 市町村行政での位置付けが明確ではなく、助成の対象とならないので、法改正してほしい。
- 制度自体は大変良い制度であると思うが、待遇面、適格条件等を改善すべき。
- 現在の社会情勢から、保護司にはより大きな期待が求められているが、今の保護司制度では問題があり、費用を含めて制度の改革が必要と感じる。
- 現保護司制度は全廃して、専門的知識・技能を積んだ専門の保護観察官などを充実させた新制度を作り直してほしい。
- 保護司制度の充実のためには、保護観察所の保護観察官を減らすべきではない。
- 保護司個人、保護司会に対する依存（甘え）体質が強すぎると言わざるを得ない。このままでは制度の疲弊を免れないのではないかと懸念する。
- 主任保護司制度は特段の必要性は感じない。
- 保護司法第 17 条にある地方公共団体の協力規定を義務規定にしてほしい。
- 被害者に対する支援にもっと力を入れるべき。
- 保護司が犯罪被害者の支援に積極的に関与できるようにする法整備の検討を始めているとのことであるが、定数の問題、待遇の面が課題となるので、慎重に検討されることを望む。
- 定員を増加すべき。

## 適任者確保

### < 問題点 >

- 犯罪予防活動，学校との連携活動が活発になるほど，会の活動費が増え，保護司個人の物心両面の負担が大きくなってきたため，保護司の確保が困難になってきた。定年制の施行は疑問。
- 犯罪の低年齢化に伴って少年犯罪が増加しているため，その状況に対応する40～50歳代の若手の保護司が就任できるようなシステムを構築してほしい。
- 保護司の採用に当たって，いつも民生委員と比較されるのは，保護司は危険性が高い，民生委員は報酬が高いということ。
- 地域社会のために献身的に奉仕しようとする人を得ることが難しくなっている。
- 若手の保護司適任者を確保しても，保護司活動への参加ができない場合が多い。
- 若い年齢層の人が保護司になかなか来てくれないのは，生活に余裕がないから。資金的な支援が若いときだけでもあれば，保護司になってくれる人がいるのでは。
- 保護司適任者発掘で一番の問題は自宅に面接する場所がないこと。
- 地方自治体の中で保護司が認知されるような手続きが必要でないか。
- 2年の任期満了時において，再任の適否を厳正にできないか。担当ケースの処遇内容及び経過報告書の提出状況，研修会への出席状況等。

### < 確保策 >

- 保護司の身分が軽く感じる。人権擁護委員，民生委員のように，推薦委員会，議会等の決定機関があれば重みもある。
- 新任保護司の発掘が困難な状況なので，保護司への処遇の面を考えてほしい。
- 保護司の欠員補充等については，その職務の性格上，一般公募方式には問題がある。
- 保護司会，自治体が主体となった推薦制度の確立。
- 人権擁護委員と同様，地方公共団体（自治体）の責任において適任者を推薦すべき。
- 保護司の発掘には現状では限界があり，是非とも公募による方法を取り入れてほしい。
- 現職教員，自治体職員等に保護司を委嘱する。

### < 条件緩和 >

- 保護司法第3条の保護司の具備条件は，緩和すべきではない。
- 新任保護司の選任の年齢上限をもう少し上げてほしい。
- 保護司の任期を，2年から3年に伸ばしてほしい。
- 交通事故等（罰金）について緩和してほしい。
- 「時間的余裕」「生活が安定している」という条件は，青・壮年層から保護司を得ることを難しくしている。

### < 専門性 >

- 専門的な知識が多くなってきているので，一般からの人材を募るのは無理になってきている。専門的人材を養成すべきだと考える。

## 保護区

- 市町村合併に伴う保護区の再編を願う。
- 市町村合併が進み，補助金が削減されないか心配している。
- 全国的に市町村合併が進んでいるが，保護司会活動は，自治体の後押し・協力が不可欠。このことを抜きにして保護区を設置しないでほしい。
- 行政組織として細分化した場合より，100名程度の保護区の方が，事務局体制はとりやすく，運営をスムーズに行うことができる。

- 保護区の適正規模を考慮しつつ、地域の現状と実態、要望等を踏まえて再編成に着手すべき。

## 保護司会の運営（業務面）

### < 保護司会の活動と運営 >

- 犯罪予防活動に力を注いだ結果、地域で大きな信頼を得られるようになったが、反面、非常に多忙になってきた。
- 関係機関・団体との連携に多大な労力が必要であり、保護司本来の業務以上に負担が大きい。
- 保護司の大部分は有職者であり、行事への参加が難しい。大方の人は素人であり、将来的には、一部専門職の登用が必要になると考える。
- 保護司は、保護観察処遇において守秘義務を負う反面、犯罪予防活動の活発化により、保護司が地域社会に出て活動する機会が増えている。処遇専門の保護司と地域活動専門の保護司を分ける必要があるのではないかと。
- 保護司相互の横の連携がもっと必要である。
- 治安の悪化が目立つ中、保護司に対する施策が遅れている。
- 現在の保護司の像はアマチュア的な篤志家であるが、職務の全領域に万能であることが求められすぎている。地域のニーズ等にまんべんなく対応するためには、特定領域を専門的に対応するセミプロ的な保護司を配置・拡充する必要があるのではないかと。

### < 保護司会の事務 >

- 年々保護司会の活動が多くなり、その事務量も多くなっている。役員が事務を分担しているが大変であり、役員のなり手がいない。
- 事務局の仕事が多く、専門の事務局員を雇う方策を検討してほしい。
- 事務所の設置や事務補助の面で、もっと行政に協力してほしい。
- 保護司宅に事務所を置いているが、大きな負担を感じる。電話、コピー機等の機器を備えた事務所を借りるための費用が欲しい。

### < 保護司会長の責務 >

- 自治体への助成金陳情等で保護司会長が忙殺されている。
- 保護司会長の仕事が多すぎる。保護観察、犯罪予防活動に要する負担を軽減し、会の運営に専念させてほしい。
- 大規模保護司会の会長は、保護司の再任手続だけでも大変である。
- 保護司会長は、各種報告物の提出だけでも大変である。事務の合理化を図ってほしい。

## 保護司会の運営（資金面）

- 市町村からの助成金がカットされてきており、保護司会の運営資金が不足している。
- 自治体から保護司会への助成を法律等で義務付けてほしい。
- 地方だけに保護司会の運営費を出させることは、国の政策として問い直さなければならない。そもそも、法定組織である保護司会の運営を保護司の個人負担（会費）によって行わなければならないことに疑問を感じる。
- 保護司会の運営費は国が予算措置すべきである。自治体の予算や住民の寄附に頼るようでは、保護司のなり手がなくなる。
- 保護司はボランティアであるにもかかわらず、活動費確保のために寄付金集めまでさせられている。保護司会の運営費を補助してほしい。
- 制度のみが先行し、活動費の手当がなされていない。保護司の待遇改善が早急な課題である。
- 会費と地域活動推進費と主任保護司手当のみでは保護司会の財政は厳しく、今以上の活動をするには難しい。



- 予算的な手当を上回る活動を課されている。実費弁償金の増額が必要である。
- 学校区内の関係機関・団体の会議等で会費を伴う場合があるが、保護司はそれを庇うだけの予算措置がなされていない。
- 主任保護司の手当を組織に対する実費弁償金として、きちんと位置付けてほしい。

### 保護司の負担（業務面）

- 処遇困難なケースが増えており、保護司の職責が重くなっている。
- 保護司の増員が必要である。
- 家族の協力が不可欠であり、奉仕の精神が強固でないと歴任は不可能である。
- 保護司は忙しすぎる。次々に期待をされるのは、ありがたいがやりきれない。多忙を理由に辞職する人が増えている。
- 保護司の仕事が増えてきており、既にボランティアの範囲を超えている。新任保護司の確保にも支障が出てきており、保護司への就任を依頼しても、多忙を理由に断られることが多くなってきた。
- 保護司の新たな職務として、犯罪被害者の支援が検討されているが、保護司本来の職務とは異質であり、負担も大きい。

### 保護司の負担（資金面）

- 保護司の職務は重要であり、責任も重い。せめて調停委員並の手当がついてもよいのではないか。このような仕事を奉仕でやれというのは、もはや完全な時代錯誤である。
- 民生委員と比較して、保護司の待遇は過小すぎる。民生委員に近い手当を導入してほしい。
- 保護司は昼夜分かたず処遇に奔走するなど、通常のボランティアの域を超えており、家族の負担も少なくない。無償の善意に頼っている現状に内心危惧たる思いがある。
- 保護司になると学校、自治会などの行事参加要請が多くなり、それらの出席に要する個人的な費用負担が大きい。その上、会費までも支払って保護司はしないと退任する人もあり、会費なしで運営できる保護司会を希望する。
- 実費弁償金のレベルがあまりにも低すぎる。有給制の導入も含めて見直す時期に来ている。
- 保護司はボランティアであり、有給制を検討する必要はないが、個人負担を少しでも少なくするため、実費弁償金を大幅に増額してほしい。
- 保護司にこれ以上の個人負担を課すことは難しい。
- 国は保護司の負担に甘えすぎている。

### 研修

- 保護司の職務の複雑化・多様化に応じた研修を充実してほしい。
- 定例研修を年4回から年6回くらいに増やしてほしい。
- 大規模保護区の場合、研修効率が悪くなるので、分割して適正人数で研修を受けられるようにしてほしい。
- 分かりやすく実践的な研修資料・教材を望む。
- 研修・解説の関係図書が多すぎて十分に活かされていない。内容・冊数を厳選すべき。
- 新任保護司のために自主セミナーをしているので、指導的立場にある保護司に対して指導力強化のための特別研修をしてほしい。
- 被害者支援や心神喪失者の社会復帰への協力など、新しい分野に関する研修の必要性を感じる。
- 平日の昼間は忙しい保護司も多いので、平日の夜間や土日に実施してほしい。
- 無料で借りられる公的な会場が少なく、適当な研修会場の確保が難しい。
- 研修を欠席する保護司が多く、出席率が低下している。



- 研修への出席を呼び掛けているが、研修出席に対する義務感が希薄な保護司が多い。

### 関係機関との連携

- 犯罪予防活動に取り組んでいる関係機関・団体との連絡・調整や事業展開を一元化する仕組みが必要である。

#### <自治体との連携>

- 保護司の活動には自治体との協力関係が必要不可欠であるが、自治体の関心が薄い。
- 民生・児童委員や青少年育成委員，行政相談委員など類似のボランティアと同様程度の自治体の協力（活動に対する協力や事務局の業務処理など）がほしい。
- 自治体からの助成金が減額され，困惑している。
- 保護司会の事務局を自治体の中に置いてほしい。
- 保護司会の事務を自治体職員にやってもらいたい。

#### <教育機関との連携>

- 学校担当保護司を置く，サポートチームに参加するなど，学校との連携を進めている。
- 学校側が多忙のため，連携したくてもなかなか保護司会の呼び掛けに応じてもらえない。
- 文部科学省や教育委員会が更生保護への理解を深め，上部組織からも各学校に周知しないと，学校側の意識が変わらない。

#### <国への要望>

- 保護司法第17条には「地方公共団体の協力」が定められているが，協力規定では実効性に欠ける。自治体との確固たる連携体制を築くためにも「義務規定」とすべく法改正してほしい。
- 自治体が保護司会にもっと協力するように働き掛けてほしい。
- 保護司制度についてもっと国民の理解を得るよう広報してほしい。

### 保護司業務への理解・広報

- 保護司に対する認識不足が目立つので，保護司制度について地域に広くPRする必要がある。
- かつてのように保護司の身分を伏せるのではなく，積極的に保護司の仕事について広報し，社会の理解を得るように努めるべきである。

### 保護観察処遇

- 保護観察を軽く考えている少年が多いので，遵守事項違反について厳しく対処してほしい。
- 保護観察と犯罪予防活動は表裏一体のものと考えている。
- 保護観察の担当保護司と被害者に対応する保護司は別々としてほしい。

### 表彰制度

- 多くの人が表彰（特に叙勲・褒章）を受けられるようにしてほしい。
- 保護司活動の実績ではなく，在任期間による年功序列式の表彰では，不公平感が生じやすい。
- 表彰基準を明確に示してほしい。
- 初任年齢が高くなり，在任期間が短くなっているため，表彰が受けられない人が増えている。

### 定年制度

- 満70歳を定年とするのがよい。
- 定年日が委嘱日によって違うのは分かりにくいので，75歳の誕生日をもって定年とすべき。
- 健康で活動力がある人については，定年を延長してはどうか。
- 定年を早めたのは時代逆行であり，80歳の定年に戻すべきである。

平成17年3月発行

発行・編集：社団法人全国保護司連盟

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5丁目10番9号

電話：03-3356-5724 FAX：03-3356-7610

E-mail：zenporen@nyc.odn.ne.jp

協力：法務省保護局

電話：03-3580-4111（代表）

印刷：社団法人時事画報社